



扶桑町

国土強靱化
地域計画



2021(令和3)年2月
愛知県扶桑町

はじめに

我が国は、南海トラフ沿いの巨大地震の発生が懸念されており、加えて、近年の巨大化する台風や激甚化・局地化する風水害などの自然災害が想定される最大規模で発生した場合は、甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがあります。

このような背景を受け、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、この法律に基づき、2014年6月に「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化アクションプラン」が策定され、政府が一丸となって、強靱な国づくりを進めています。



本町は、南海トラフ地震や集中豪雨による内水氾濫、木曾川の氾濫などが予測されています。今後起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで、町民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持しつつ、迅速な復旧復興を図るため「扶桑町国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本とし、国、県、地域、事業者を含め、全ての関係者の皆様の総力を結集し、地域強靱化に関する施策を計画的に推進してまいります。

2021(令和3)年2月

扶桑町長 鯖瀬 武

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1.1 計画の策定趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
第2章 扶桑町の地域特性等	
2.1 扶桑町の地域特性	3
(1) 地理的特性	3
(2) 人口動向	5
(3) 土地利用等	7
(4) 産業特性	8
(5) 交通	10
(6) 社会資本の老朽化	11
(7) 医療体制	12
2.2 扶桑町に影響を及ぼす大規模自然災害	14
(1) 想定するリスクの考え方	14
(2) 地震により想定される被害	14
(3) 風水害（豪雨、洪水、内水）により想定される被害	19
第3章 扶桑町の強靱化の基本的な考え方	
3.1 扶桑町国土強靱化地域計画の基本目標	23
3.2 扶桑町の強靱化を進める上での留意事項	23
第4章 扶桑町の脆弱性評価と強靱化の推進方針	
4.1 脆弱性の評価	24
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	24
(2) 施策の分野（個別施策分野と横断的の分野）の設定	27
(3) 脆弱性評価結果	27

4.2 推進すべき施策の方針	28
(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針	28
(2) 個別分野ごとの施策の推進方針	67

第5章 計画推進の方策

5.1 計画の推進体制	90
5.2 計画の進捗管理	90
5.3 計画の見直し	90

参考資料

別紙1 脆弱性評価結果	92
別紙2 用語集	116

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

我が国では、台風や地震といった大規模自然災害に度々見舞われ、その度に甚大な被害を受けてきた。1959年の伊勢湾台風では、多数の死者・行方不明者の被害が発生したことを受け、「災害対策基本法」が制定されたほか、「防災計画」の策定が進められた。1995年の阪神・淡路大震災では、建築物・高架橋等の倒壊や、市街地延焼火災が発生し、建築物等の耐震化や密集市街地対策、住民による自助・共助の重要性が求められ、これにより「減災」の取組が推進された。2011年の東日本大震災では、大規模津波による被害や帰宅困難者が発生し、これまで進められてきたハード中心の対策の限界が指摘され、発災後だけでなく発災前の平時から対策を実施し、発災後に備える必要性が求められた。近年では、地震、大雨、竜巻、台風、大雪等の災害が全国各地で発生し、頻発化・激甚化している。大規模自然災害の発災後に長期にわたり復旧復興を図るのではなく、大規模自然災害等のリスクを事前に知り、平時から備えを行う必要性が求められている。

このような背景を受け、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。基本法の基本理念は、「必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施する」ものであり、「大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定」することを示している。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。このSDGsには17のゴール（目標）が定められており、この中には「住み続けられるまちづくりを」が掲げられている。このような観点からも、国土の強靱化を図っていくことの重要性が高まっている。

また、災害からの教訓を今後に活かすための議論も行われており、死者・行方不明者数が200名を超える被害があった平成30年7月豪雨からの教訓について「中央防災会議 防災対策実行会議 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」で議論が重ねられており、この報告書で『これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会』を構築することの必要性や実施すべき対策がまとめられている。

このような動向を踏まえ、扶桑町（以下「本町」という。）においても、国、県の動向を踏まえ、国の基本計画、愛知県地域強靱化計画との調和を図りつつ、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として、「扶桑町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に示される「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」である。都道府県又は市町村によって計画される国土強靱化地域計画は、都道府県又は市町村の国土強靱化に係る計画等の指針となるものとして定められる。本町では、すべての施策や個別計画を包括し、整合性を持ってまちづくりを進めるために策定されている「扶桑町総合計画」と「扶桑町国土強靱化地域計画」との整合・調和を図り、総合計画で示す防災関連計画や他分野の計画と相互に整合していく。また、基本法第 14 条に示される国の「国土強靱化基本計画との調和」を図るとともに、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担について示すものである。

扶桑町地域防災計画と役割の違いは、地域防災計画が主に発災後の応急・復旧・復興を目的に、それらを下支えする災害予防・応急体制整備・迅速な復旧・復興体制整備を行う事項について定めていることに対し、国土強靱化地域計画は、発災前の社会経済システムの強靱化（エネルギー供給、流通機能の強化、企業立地促進など）を中心に計画していくところに違いがある。そのため、施策の設定方法では、町の社会経済システムの脆弱性の評価や、リスクシナリオに合わせた施策を設定し、それらの施策を強靱化計画の中で重点化していくことで、災害の発災前から計画的に地域を強靱化していくことを目指すものである。



図 国土強靱化地域計画の位置づけ

第2章 扶桑町の地域特性等

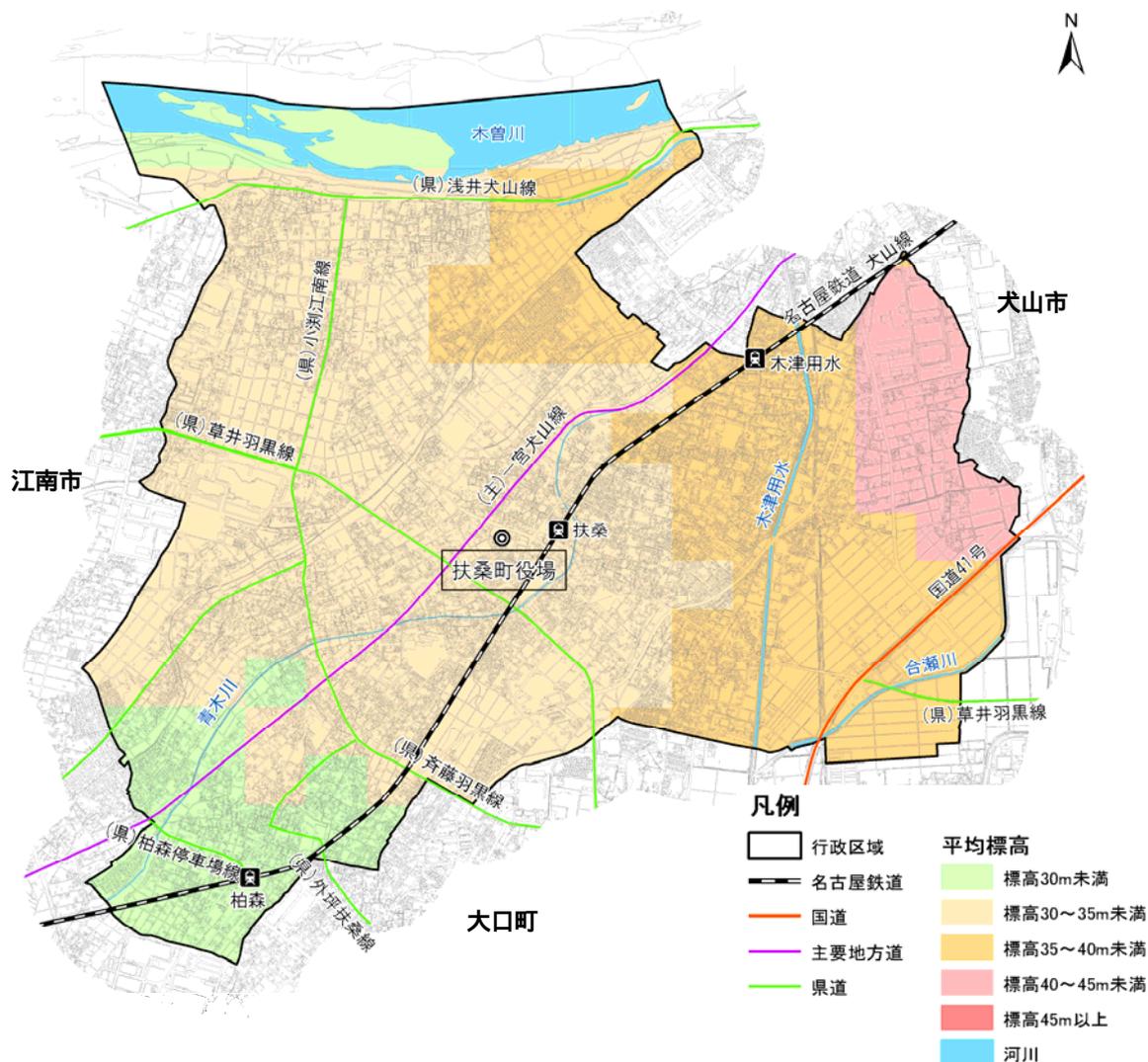
2.1 扶桑町の地域特性

(1) 地形的特性

① 地形・地質

本町は、愛知県の北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大口町に接している。町の北端には長野県を源流とする木曾川が流れており、濃尾平野の一角にある概ね平坦な地形になっている。

地質は、ほとんどが約1万年前から現在に至るまでの間に形成された新生代第4紀の沖積層であり、肥沃な農地を育み、戦前から戦後にかけては繭の生産地として桑園が多くあった。現在は、東部に水田、北西部に守口大根、ごぼう等作付けの畑地がある。また、本町に比較的近く規模の大きな活断層としては、根尾谷断層（位置：岐阜県可児市から岐阜県関市等を経て福井県大野市まで至る）や養老断層（位置：岐阜県垂井町から三重県桑名市等を経て三重県四日市市まで至る）があげられる。

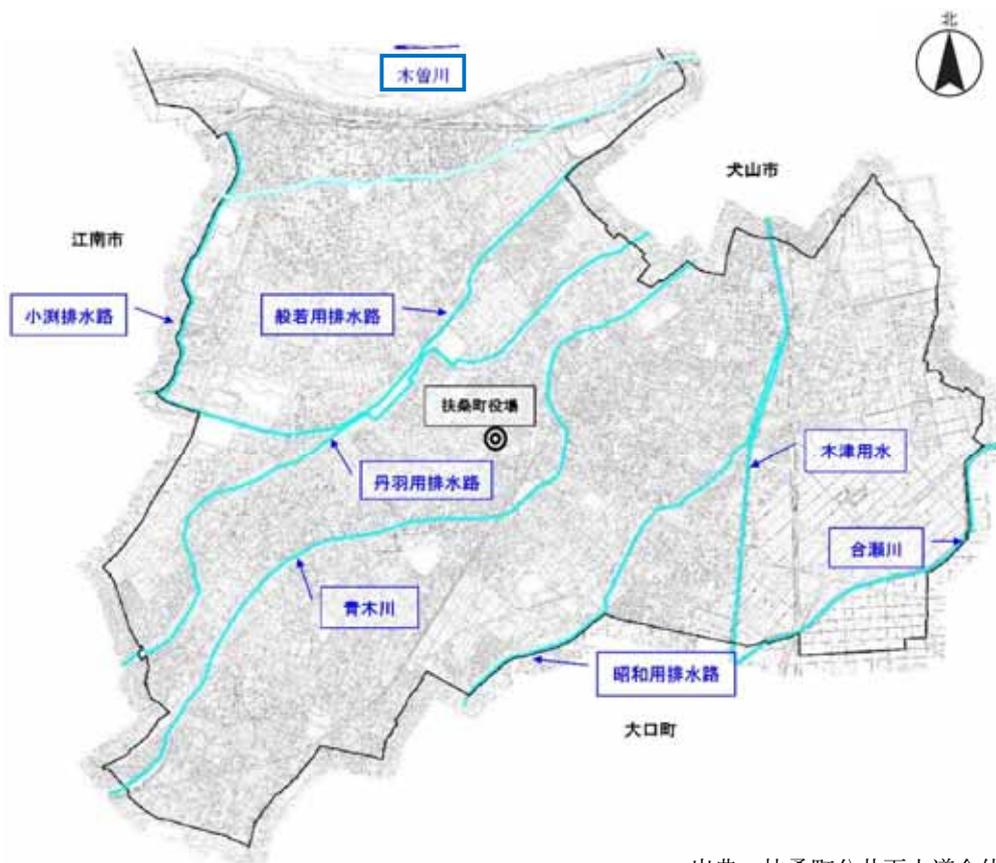


資料：国土数値情報ダウンロードサービス（標高・傾斜度5次メッシュ）

図 扶桑町の地形

② 河川及び用排水路

本町内の河川及び用排水路については、町の北端で木曾川に面している他、北西部に般若川水系の般若用排水路、小淵排水路及び丹羽用排水路が流れ、中央部に青木川が流れている。また、南東部には五条川水系の昭和用排水路及び合瀬川水系の合瀬川及び木津用水が流れている。

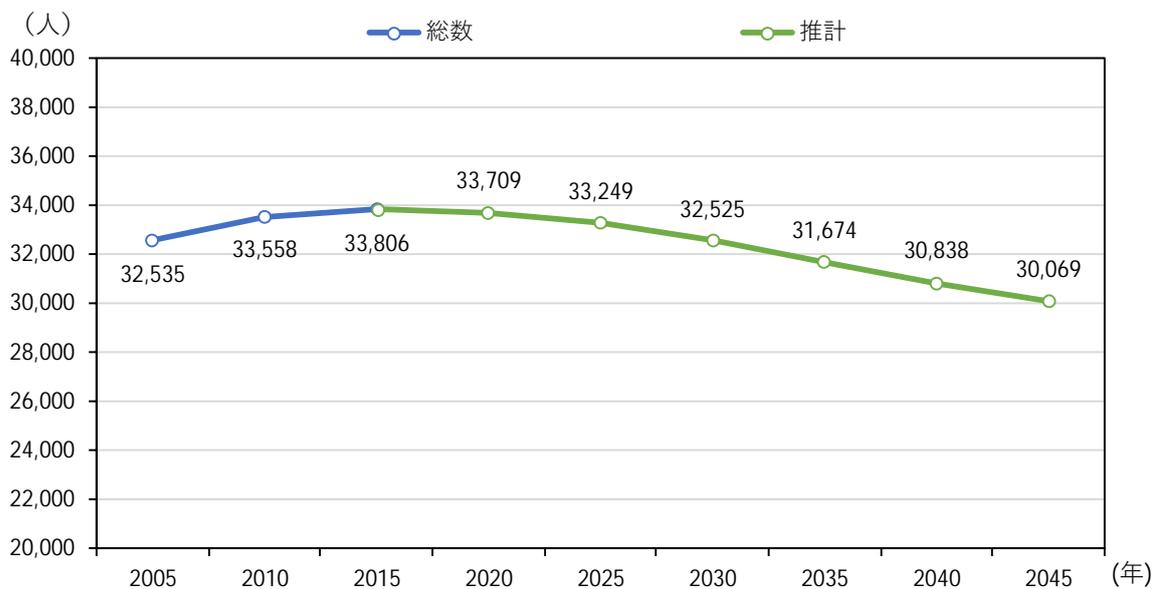


出典：扶桑町公共下水道全体計画

図 扶桑町の河川及び用水路

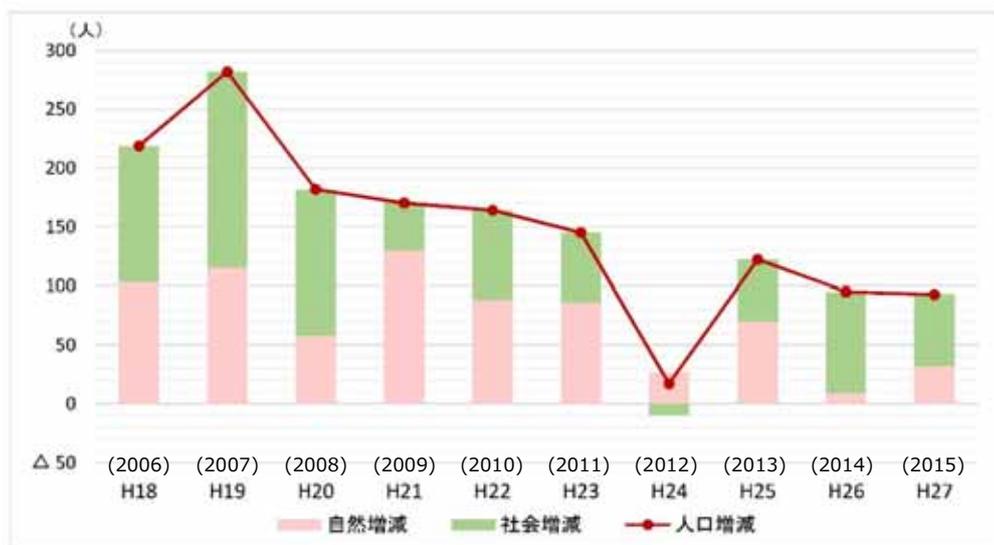
(2)人口動向

近年の本町の人口は、自然増減・社会増減ともに毎年増加している状況（平成 24(2012)年の自然増減除く）が続いているものの、その増加傾向は緩やかになってきている。将来人口は、今後ゆるやかに減少し、2045 年には約 30,000 人になると見込まれている。



資料：国勢調査（～2015 年）、国立社会保障人口問題研究所（2020 年～）

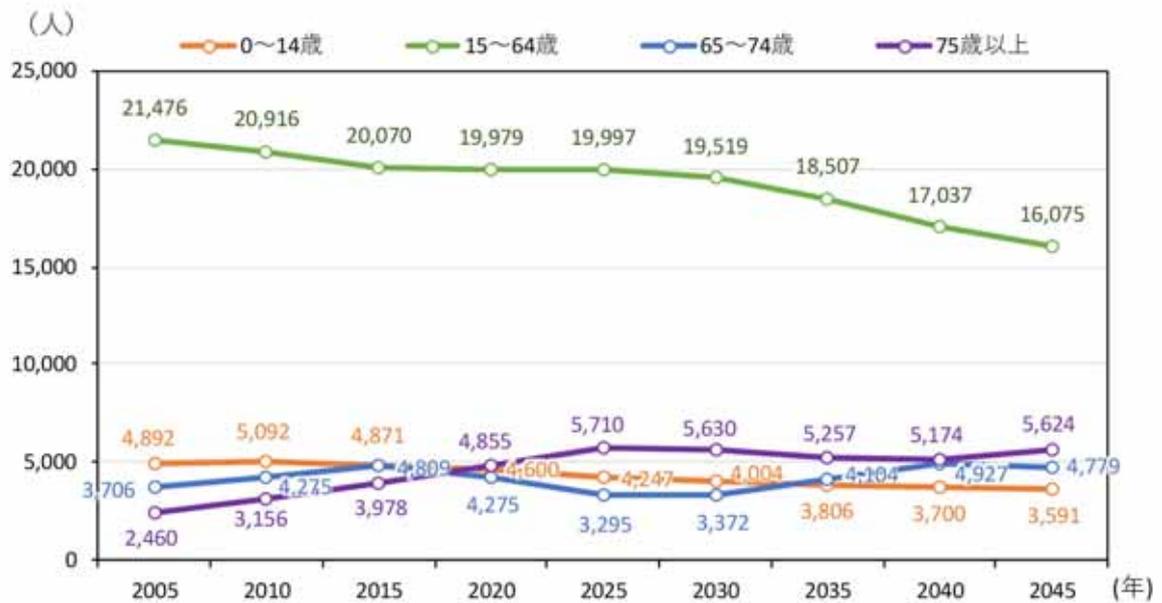
図 扶桑町の人口の推移



出典：第 5 次扶桑町総合計画

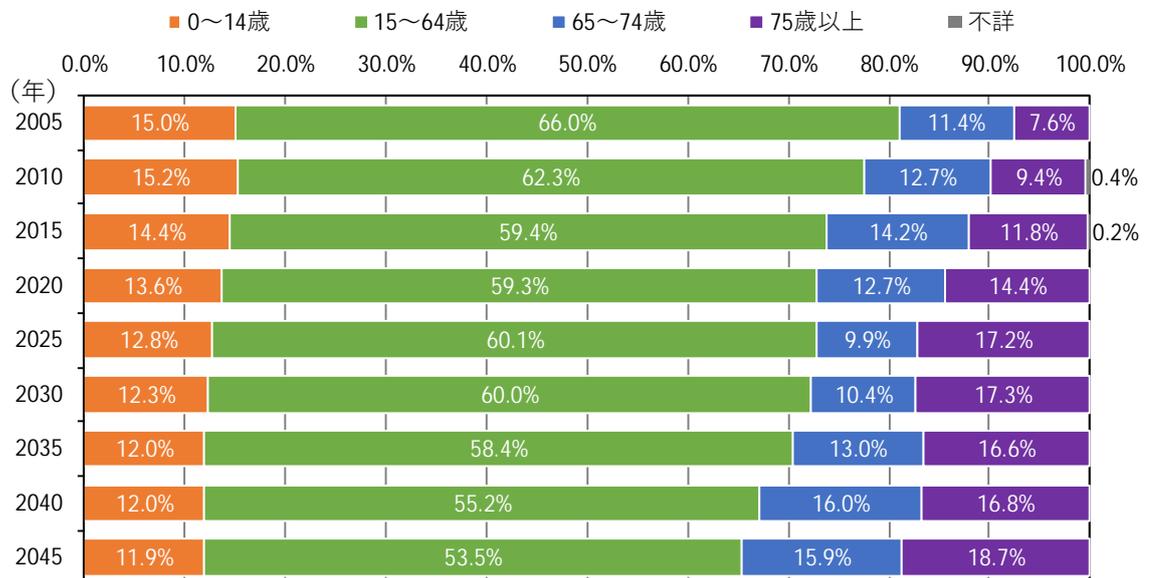
図 扶桑町の人口の推移（自然増減・社会増減）

年齢4階級別による人口見通し・人口構成の見通しは、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方、老年人口（65～74歳、75歳以上）の割合が増加する見込みである。



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）

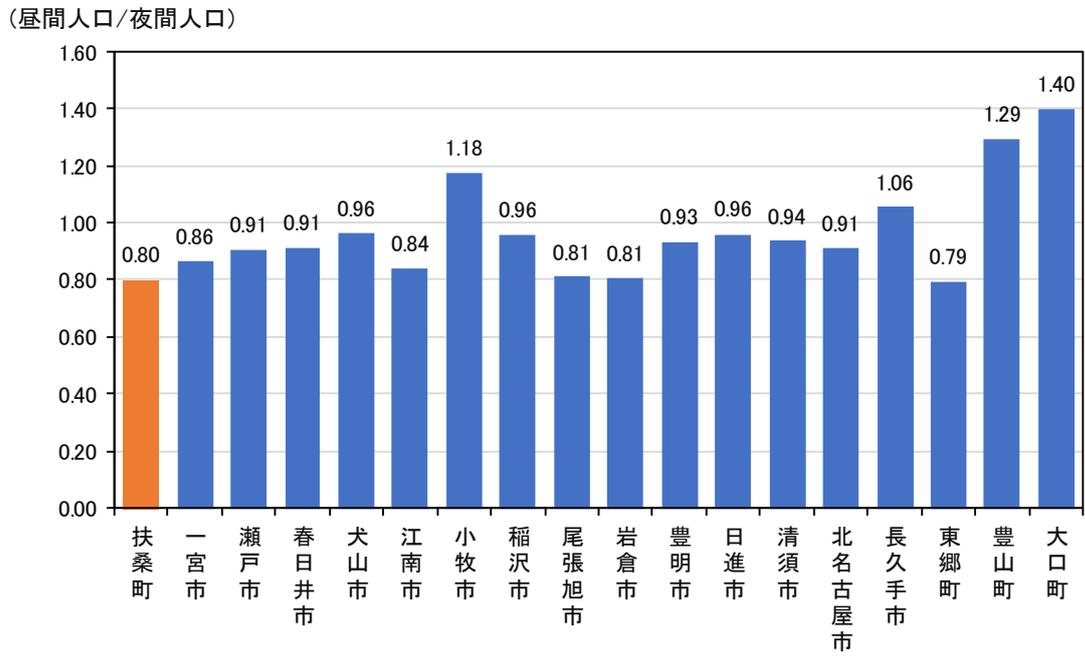
図 年齢4階級別の人口見通し



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）

図 年齢4階級別人口構成の見通し

本町の昼間人口は、夜間人口に比べて 8 割程度であり、周辺市町と比較してもベッドタウンの性格が強い傾向といえる。

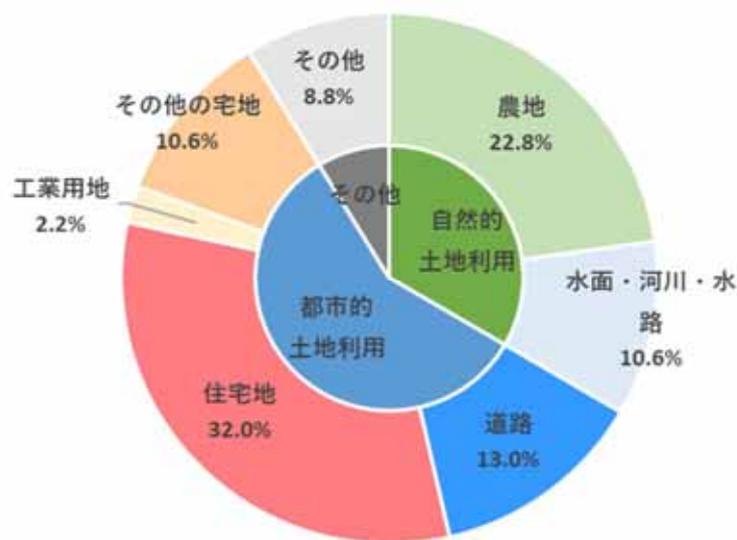


資料：国勢調査（2015年）

図 本町と周辺市町の昼夜間人口比（2015年）

(3) 土地利用等

道路を除いた都市的土地利用においては、工業用地もあるものの、住宅地が大部分を占める状況にある。



資料：愛知県 2019「土地に関する統計年報」

図 用途別土地利用の状況

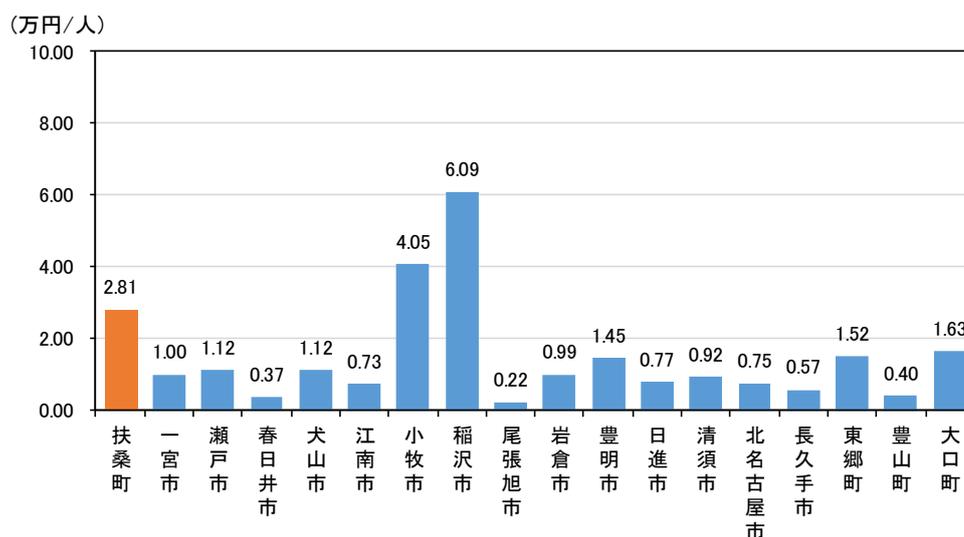
(4)産業特性

年間の農業産出額、製造品出荷額等、小売業年間商品販売額を下表に示す。これらの産業の内、年間商品販売額が大きいことがわかる。

また、人口当たりの製造品出荷額等、小売業年間商品販売額については、周辺市町と比較して小売業年間商品販売額は概ね他市町と同程度であるのに対して、製造品出荷額等は小さい状況にある。

表 扶桑町の産業に関する統計まとめ

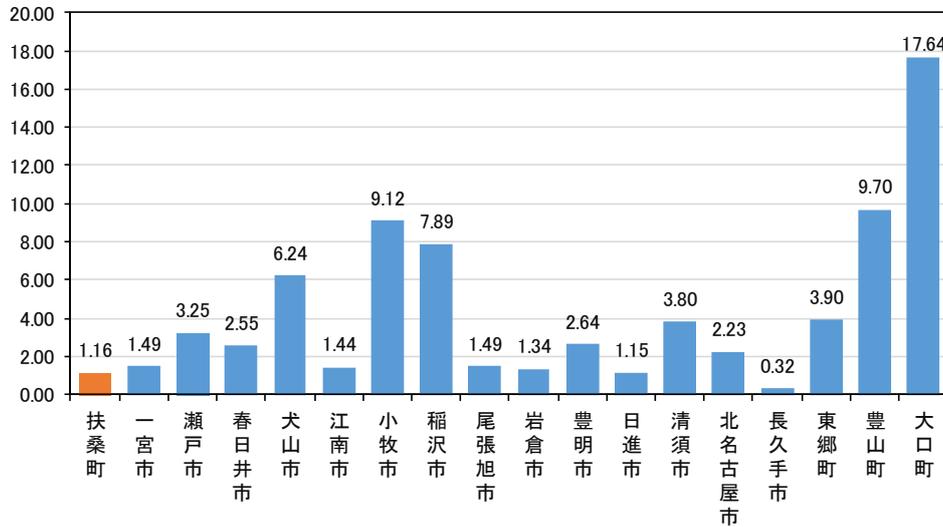
	金額	備考
農業産出額	9.5 億円	農林水産省 平成 29 年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	391 億円	経済産業省 工業統計調査(平成 30 年)
小売業年間商品販売額	456 億円	総務省統計局 平成 28 年経済センサス-活動調査



資料：農林水産省 平成 29 年市町村別農業産出額（推計） ※人口は国勢調査（平成 27 年）

図 本町と周辺市町の人口当たり農業産出額（2017年）

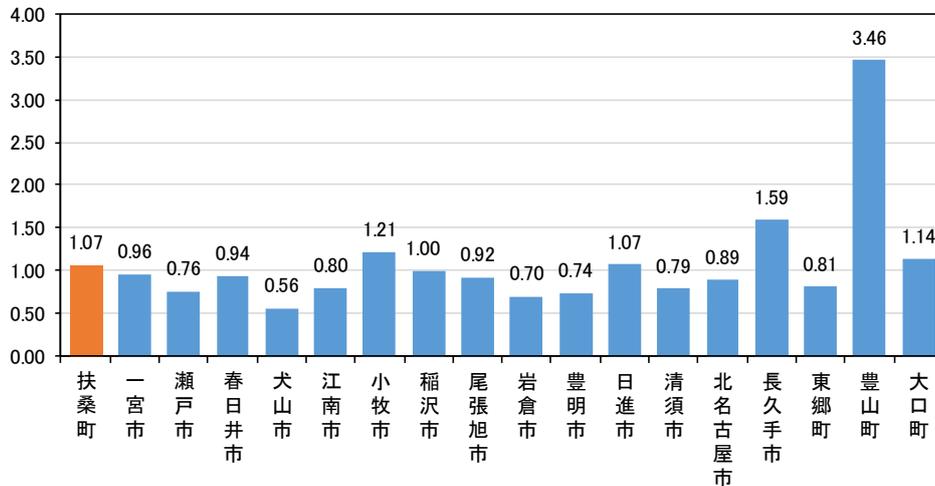
(百万円/人)



資料：経済産業省 工業統計調査(平成30年) ※人口は国勢調査(平成27年)

図 本町と周辺市町の人口当たり製造品出荷額等(2018年)

(百万円/人)



資料：経済産業省 平成28年経済センサス-活動調査 ※人口は国勢調査(平成27年)

図 本町と周辺市町の人口当たり小売業年間商品販売額(2016年)

(5) 交通

本町内の地震発生時に通行を確保すべき道路を下図に示す。図中の路線は、第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路、扶桑町地域防災計画における避難所等の位置に応じて設定した道路であり、本町の防災上、特に重要な道路である。

表 扶桑町の緊急輸送道路

	備考
第1次緊急輸送道路	国道41号
第2次緊急輸送道路	主要地方道 一宮犬山線

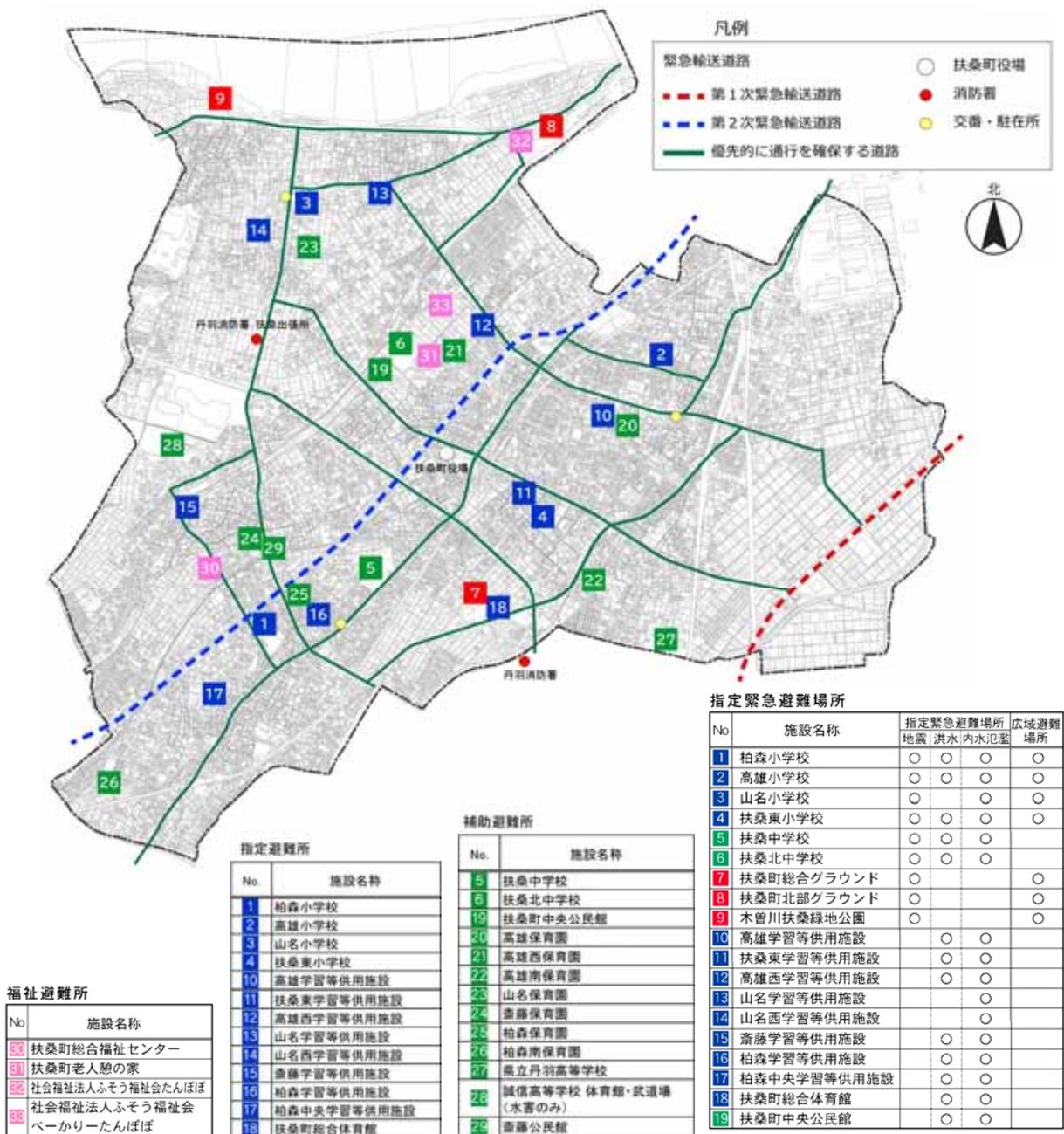
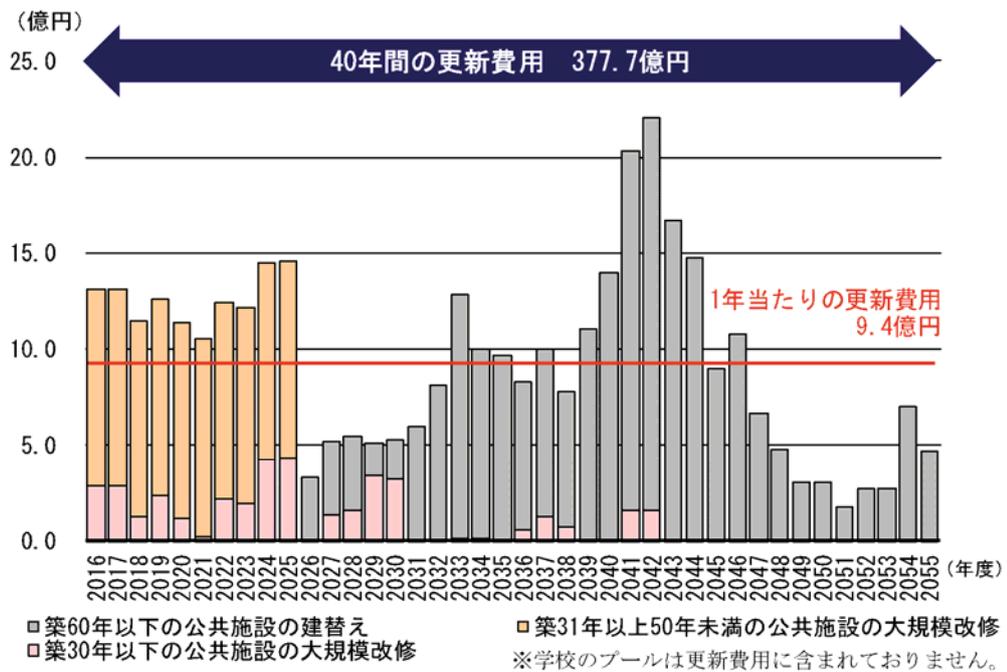


図 地震発生時に通行を確保すべき道路

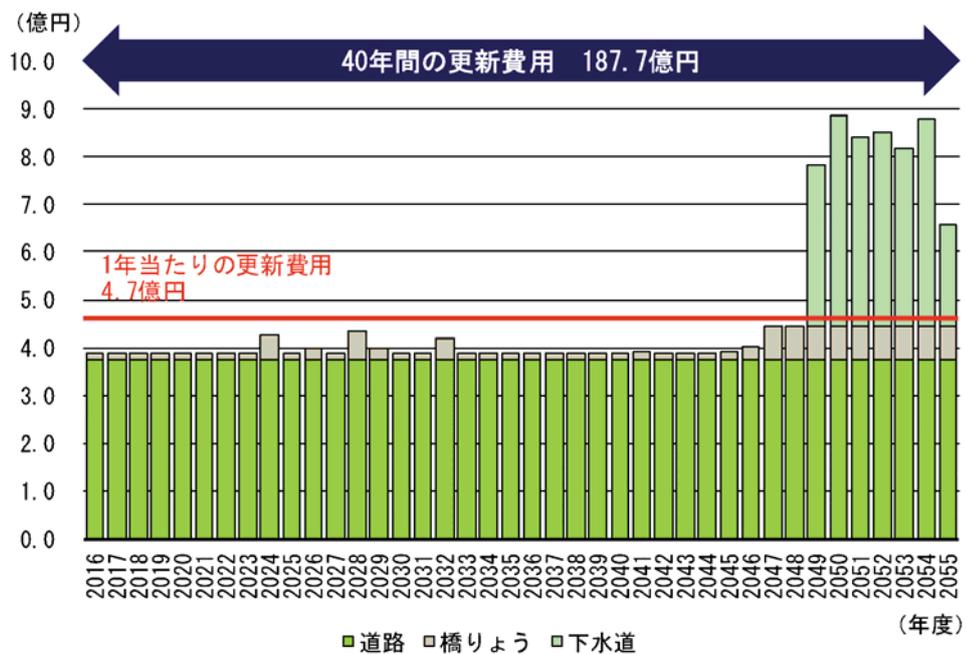
(6) 社会資本の老朽化

本町所有の公共施設とインフラ資産の更新に今後 40 年間で総額 565.4 億円（公共施設 377.7 億円、インフラ資産 187.7 億円）にも及ぶことが試算されており、効率的かつ効果的な維持管理、再編（統配、複合化、用途変更）、長寿命化などを実施し、財政負担の軽減を図りつつ、公共施設等の計画的かつ効果的な利活用を進めることが必要な状況にある。



出典：扶桑町公共施設等総合管理計画

図 公共施設の更新費用の推計



出典：扶桑町公共施設等総合管理計画

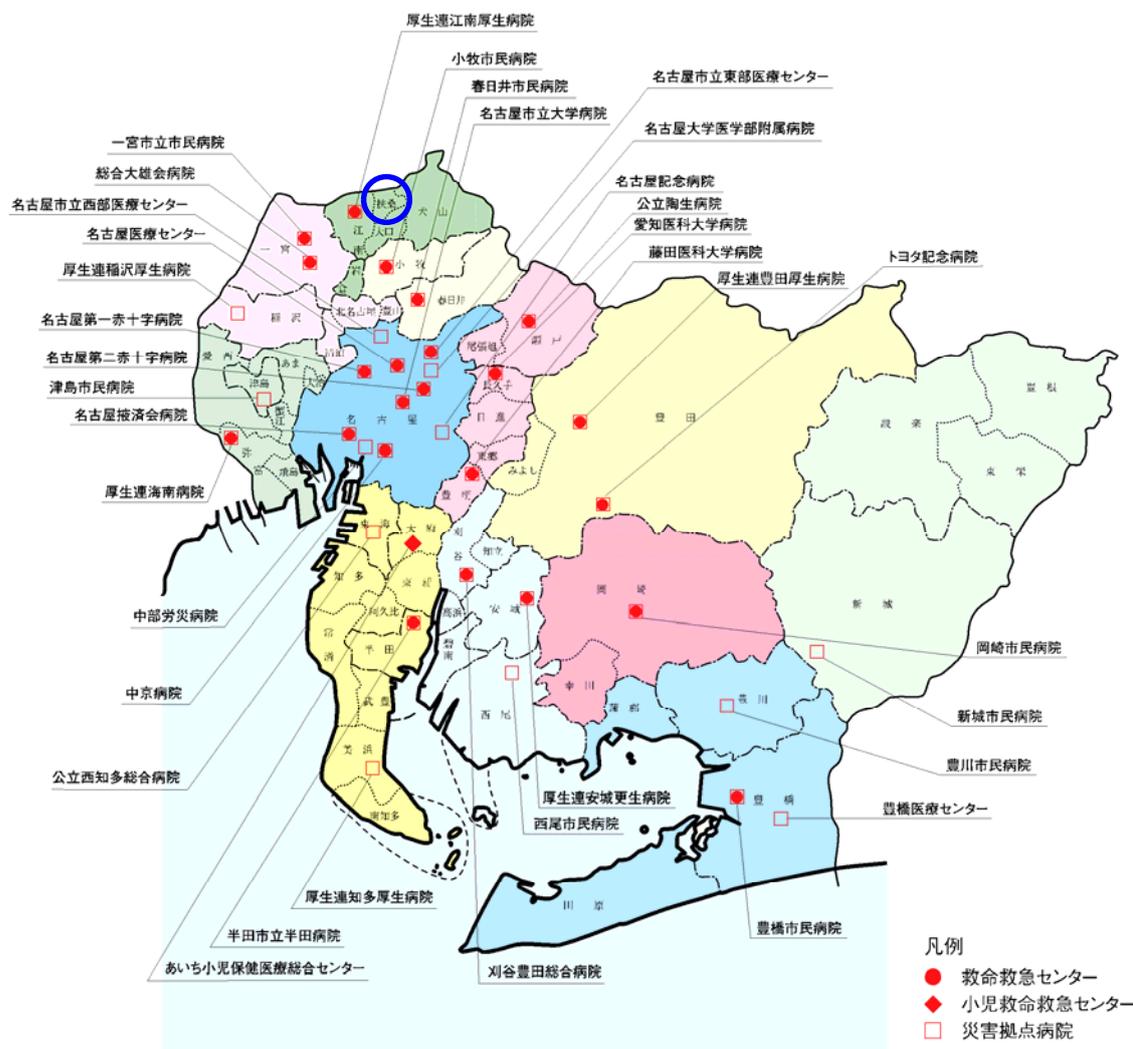
図 インフラ資産の更新費用の推計

(7)医療体制

本町内には救急医療施設・災害拠点病院は立地しておらず、近隣では大口町や江南市、犬山市、小牧市に立地している。

表 扶桑町周辺の救急医療施設

医療体制		医療機関名（本町近隣）
第1次救急医療施設	傷病の初期及び急性期症状の医療を担当	
第2次救急医療施設	第1次救急医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当	・総合犬山中央病院 ・さくら総合病院
第3次救急医療施設	第2次救急医療機関の後方病院として、重篤救急患者の救命医療を担当	・厚生連江南厚生病院 ・小牧市民病院
災害拠点病院	災害時における医療の確保を図るため、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能などを有する病院	・厚生連江南厚生病院 ・小牧市民病院



出典：愛知県の救急医療（令和元年度版）

図 愛知県の第3次救急医療施設及び災害拠点病院



広域2次救急医療圏

地域名	参加医療機関名	運営開始年月日
名古屋	① (千種区・昭和区・守山区・名東区) 国共済東海、ちくさ、吉田、安井、聖霊、 (国) 東名古屋、木村、メイトウホスピタル	S53.10.1
	② (東区・北区・西区・中区) 市立西部医療センター、名春中央、大隈、 総合上飯田第一、北、名鉄、米田、名城、中日、 NTT西日本東海、三宅、杉田	
	③ (瑞穂区・南区・天白区・緑区) 高木、新生会第一、大同、山口、南生協、笠寺、 名南、小松、北村、平岩、第一なるみ、相生山、 名古屋記念、緑市民、西本	
	④ (中村区・熱田区・中川区・港区) 名古屋セントラル、鶴岡、大菅、増子記念、服部、 熱田リハビリテーション、水谷、協立総合、 ばんたね、名古屋共立、臨港、中部労災	
海部	⑤ 津島市民	S54.10.1
尾張西北部	⑥ 一宮西、市立木曾川、稲沢市民、 厚生連稲沢厚生、泰玄会、済衆館、 はるひ呼吸器	S54.4.1
尾張北部	⑦ 総合犬山中央、さくら総合	S55.4.1
春日井小牧	⑧ 小牧第一、名古屋徳洲会総合	S54.4.1
尾張東部	⑨ 旭労災、日進おりど	S53.4.1
知多	⑩ 常滑市民、知多厚生、小嶋、杉石、石川、 渡辺、公立西知多総合	S54.4.1
衣浦西尾	⑪ 西尾市民、八千代、碧南市民、西尾	S55.4.1
岡崎額田	⑫ 宇野、岡崎南、北斗	S53.4.1
豊田加茂	⑬ 厚生連足助、豊田地域医療センター、 みよし市民	S55.9.1
東三河平坦	⑭ 豊橋医療センター、豊川市民、蒲郡市民、 厚生連渥美、光生会、成田記念、総合青山、 豊橋ハートセンター	S56.4.1
東三河山間	⑮ 新城市民	S56.1.1

出典：愛知県の救急医療（令和元年度版）

図 愛知県の第2次救急医療施設

2.2 扶桑町に影響を及ぼす大規模自然災害

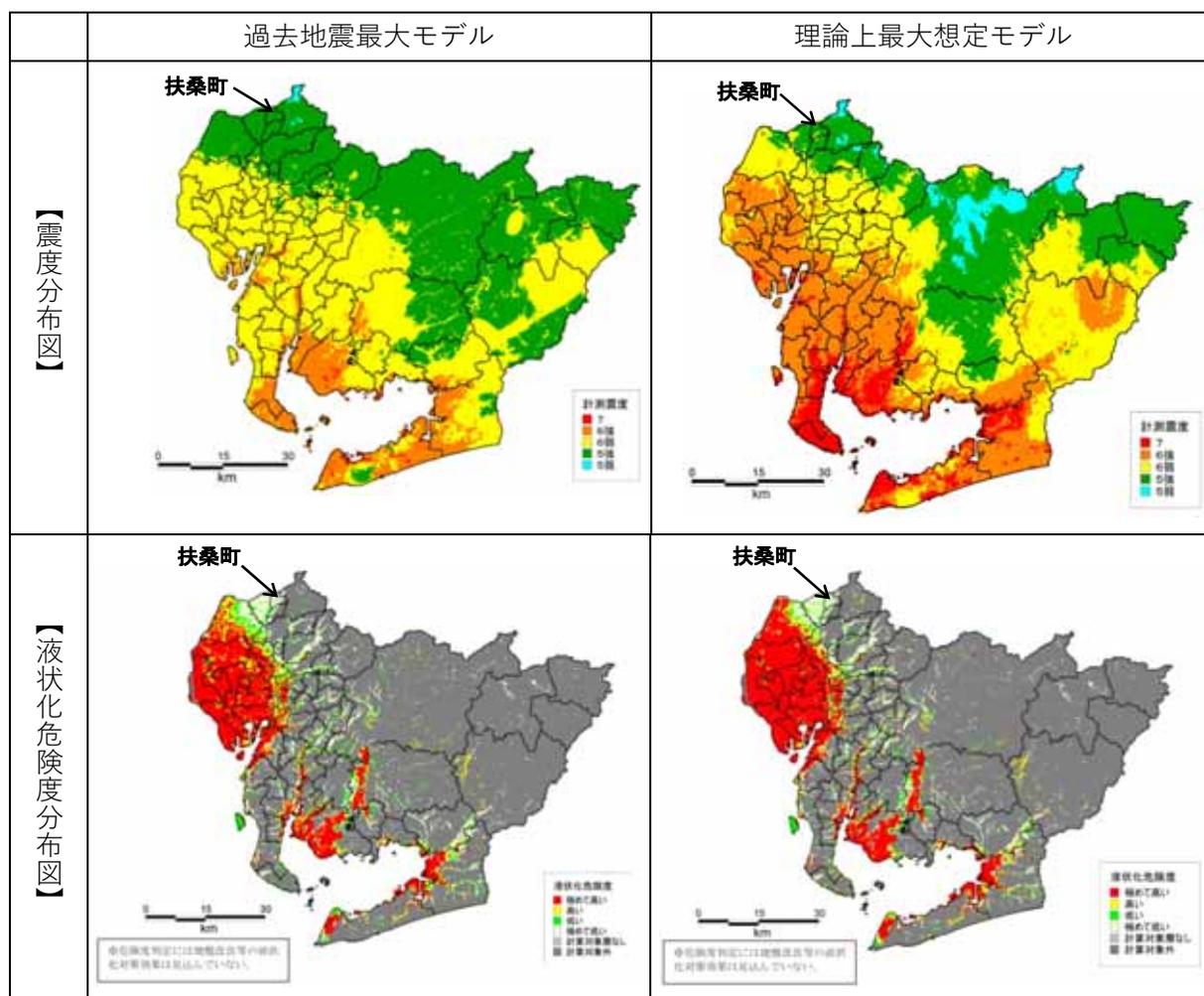
(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本町に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方、本町の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上で具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例を参考とする。

(2) 地震により想定される被害

本町への被害が想定される地震として、東海地震、東南海地震、東海・東南海地震連動、養老－桑名－四日井市断層帯、南海トラフ巨大地震等が想定される。愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査において、南海トラフ巨大地震で繰り返し発生する大規模な海溝型地震に対して、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害が想定されている。

【強い揺れ、液状化に伴う被害】



出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）250mマップ

過去地震最大モデル

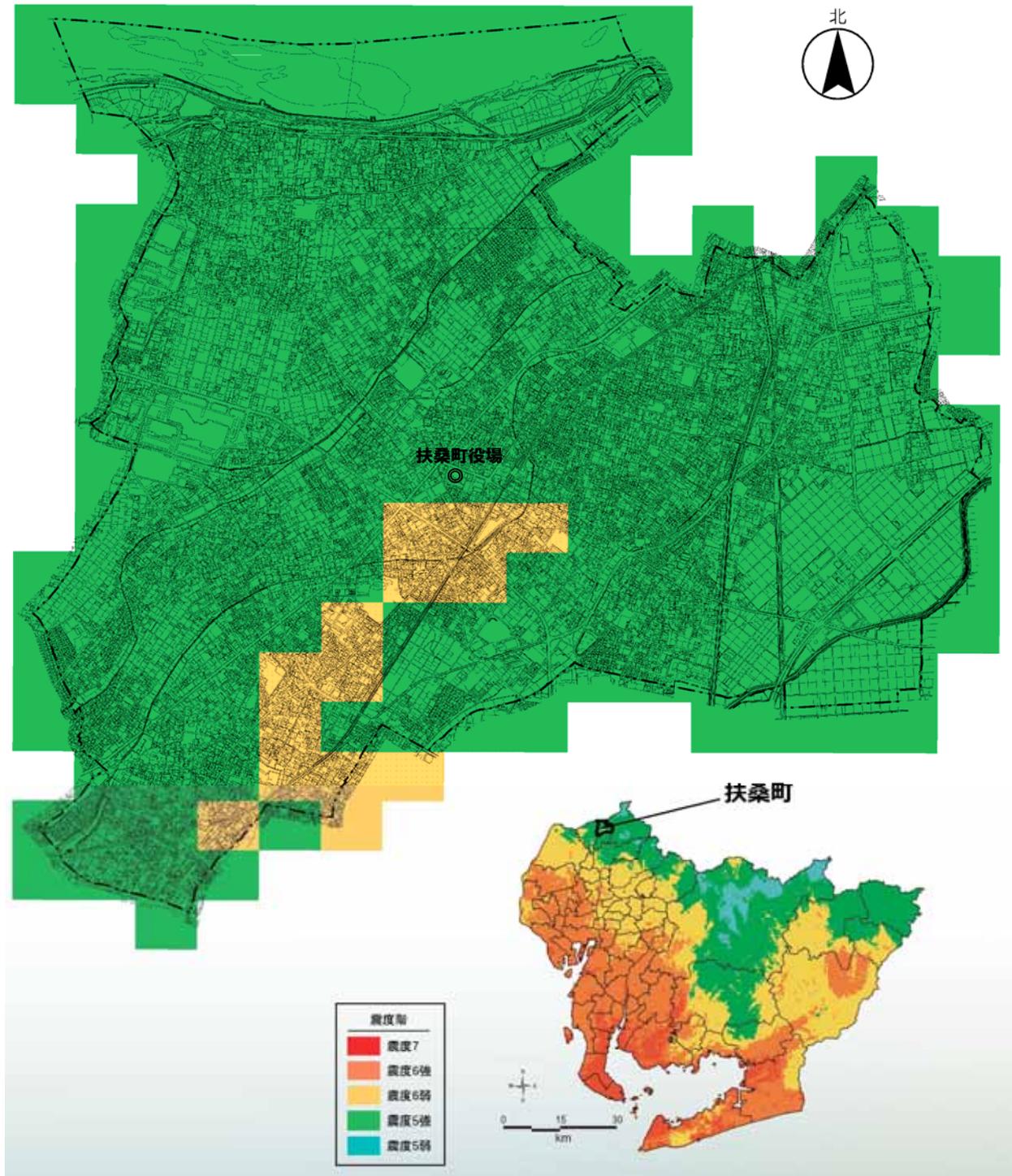
南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

理論上最大想定モデル

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震。

① 強い揺れ、液状化に伴う被害

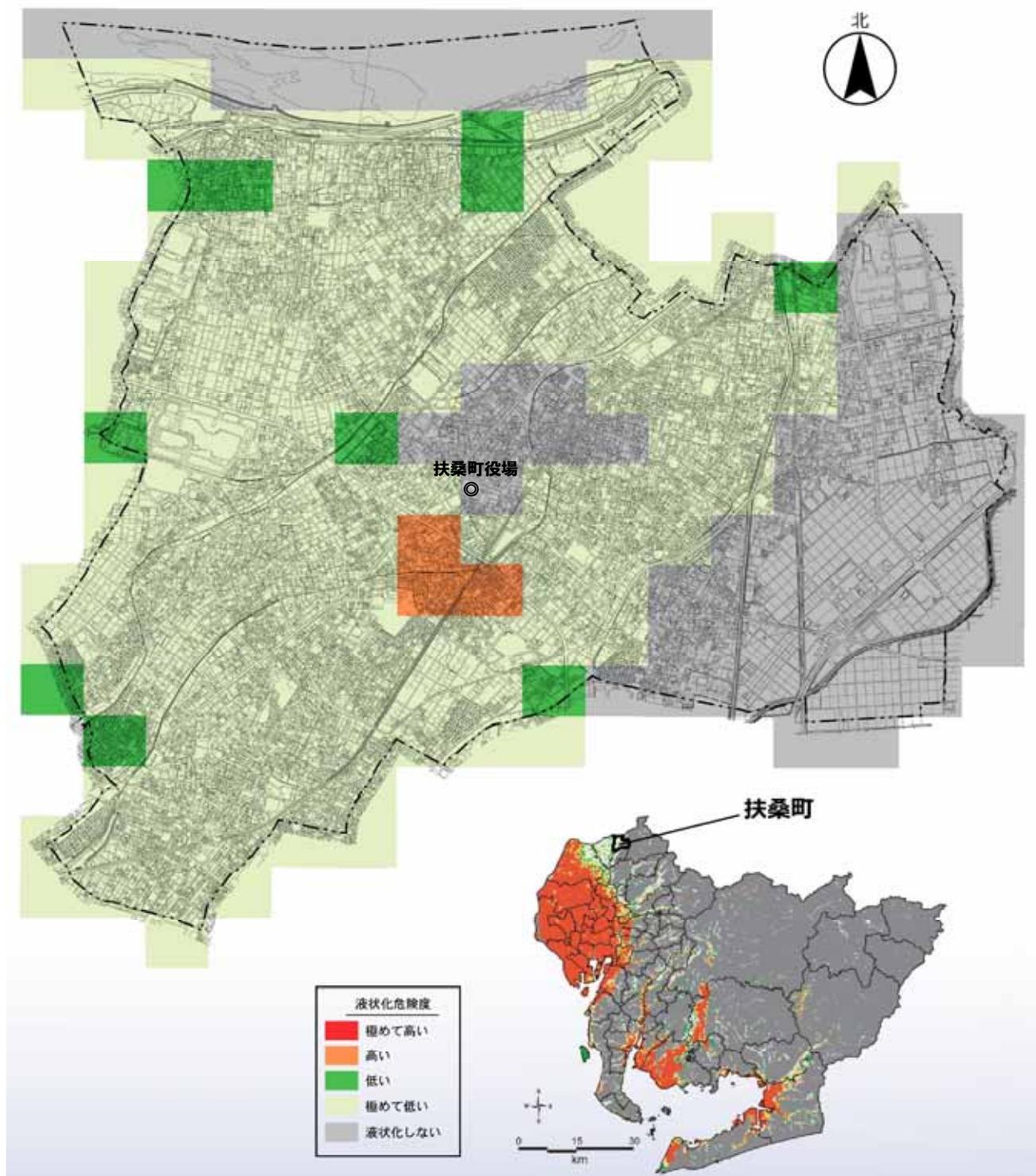
本町では、理論上最大想定モデル（陸側ケース）で震度5強と、震度6弱が想定されている。震度、液状化危険度ともに愛知県全域でみると比較的危険度の低いエリアに立地している。



出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（愛知県、平成 26 年 3 月）

図 理論上最大想定モデル（陸側ケース）における震度分布

理論上最大想定モデル（陸側ケース）の液状化危険度を以下に示す。概ね危険度は極めて低いエリアが多いものの、一部危険度が高いエリアがみられる状況にある。



出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（愛知県、平成 26 年 3 月）

図 理論上最大想定モデル（陸側ケース）における液状化危険度

② 建物被害・人的被害

建物被害（全壊・焼失）の想定について、過去地震最大モデルでは、液状化による建物の全壊被害が約 10 棟、揺れ、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊、地震火災による焼失がそれぞれ被害わずかである。また、理論上最大想定モデルでは、揺れ、液状化による全壊が各 10 棟、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊、地震火災による焼失がそれぞれ被害わずかである。

人的被害（死者）の想定については、被害わずかと想定されている。

【地震・津波により想定される被害】

《被害想定》

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	5 強	6 弱
最大津波高	－	－
最短津波到達時間 (津波高 30 cm)	－	－
浸水面積 (浸水深 1 cm以上)	－	－

注 1) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波の複数のケース別に想定したうち、被害が最大になる場合を記載している。(地震：陸側ケース)

《建物被害》

被害	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊・焼失	被害わずか	約 10 棟
液状化による全壊・焼失	約 10 棟	約 10 棟
浸水・津波	被害わずか	被害わずか
急傾斜地崩壊等	被害わずか	被害わずか
火災	被害わずか	被害わずか
合計	約 20 棟	約 30 棟

注 1) 端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

注 2) 被害わずかは 5 棟未満である。

注 3) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊焼失棟数の合計が注 4) 最大となるケース (冬夕方 18 時) を記載している。

注 5) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース (地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方 18 時) を記載している。

《人的被害》

被害	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等	被害わずか	被害わずか
(うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	被害わずか	被害わずか
浸水・津波	被害わずか	被害わずか
(うち、自力脱出困難)	被害わずか	被害わずか
(うち、逃げ遅れ)	被害わずか	被害わずか
急傾斜地崩壊等	被害わずか	被害わずか
火災	被害わずか	被害わずか
合計	被害わずか	被害わずか

※端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

※被害わずかは5人未満である。

※過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した3ケースのうち、県全体の全壊焼失棟数の合計が最大となるケース(冬夕方18時)を記載している。

※理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース(地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬夕方18時)を記載している。

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果(平成26年5月)

③ ライフライン被害

過去地震最大モデルにおいて、上水道の断水人口が約30,000人と想定されるほか、下水道の機能支障、電力停電、電話不通、LPガス機能支障が想定されている。

表 地震・津波により想定される被害

愛知県全体で被害が最大となるケース(冬夕方18時発災・発災1日後)		
上水道(断水)		約30,000人
下水道(機能支障)		約100人
停電件数		約14,000軒
固定電話不通回線数		約4,300回線
携帯電話停波基地局率		80%
都市ガス復旧対象戸数		被害わずか
LPガス機能支障世帯数		約90世帯
避難者数	1日後	約80人
	1週間後	約2,500人
	1ヶ月後	約700人
帰宅困難者数(昼12時発災)		約1,100人
災害廃棄物等		約2千ト

※停電による基地局被害と固定電話の不通回線による基地局被害から停波基地局率を算出し、停電率・不通回線率の少なくとも一方は50%を超える場合は、ランクAとなり非常につながりにくくなる。

出典：扶桑町地域防災計画－地震災害対策計画－

(3)風水害(豪雨、洪水、内水)により想定される被害

①豪雨により想定される被害

近年、全国的に短時間集中豪雨の発生回数が増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。短時間豪雨により、河川のはん濫、内水はん濫により、家屋や道路が浸水する被害が想定される。愛知県内においても、1時間あたりの降水量50mm以上の雨は過去30年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量80mm以上の雨は、1997年、2000年、2009年、2013年に1日ずつ、2008年には2日観測されている。

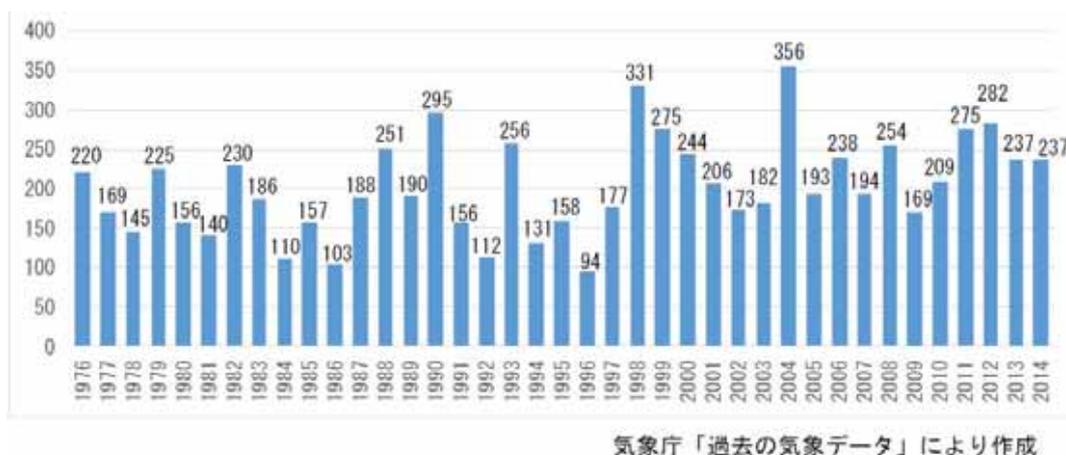


図 全国における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生回数

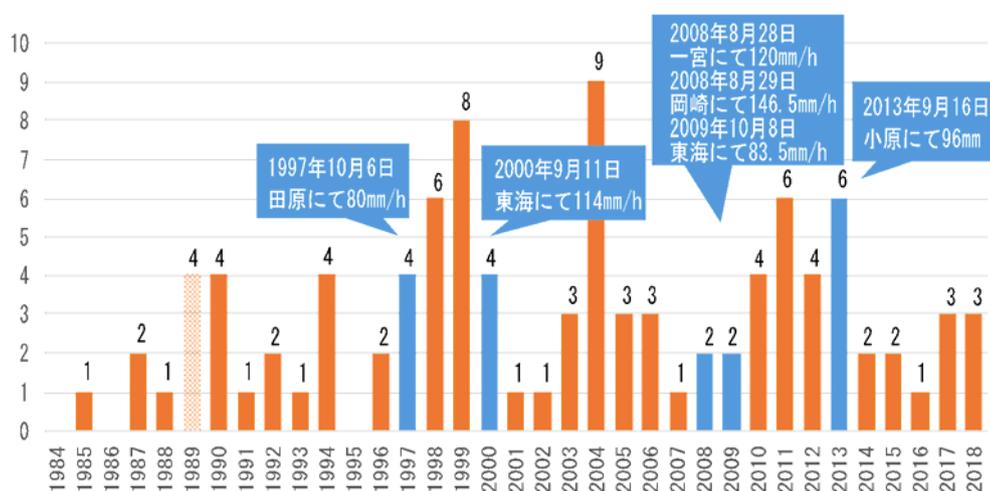
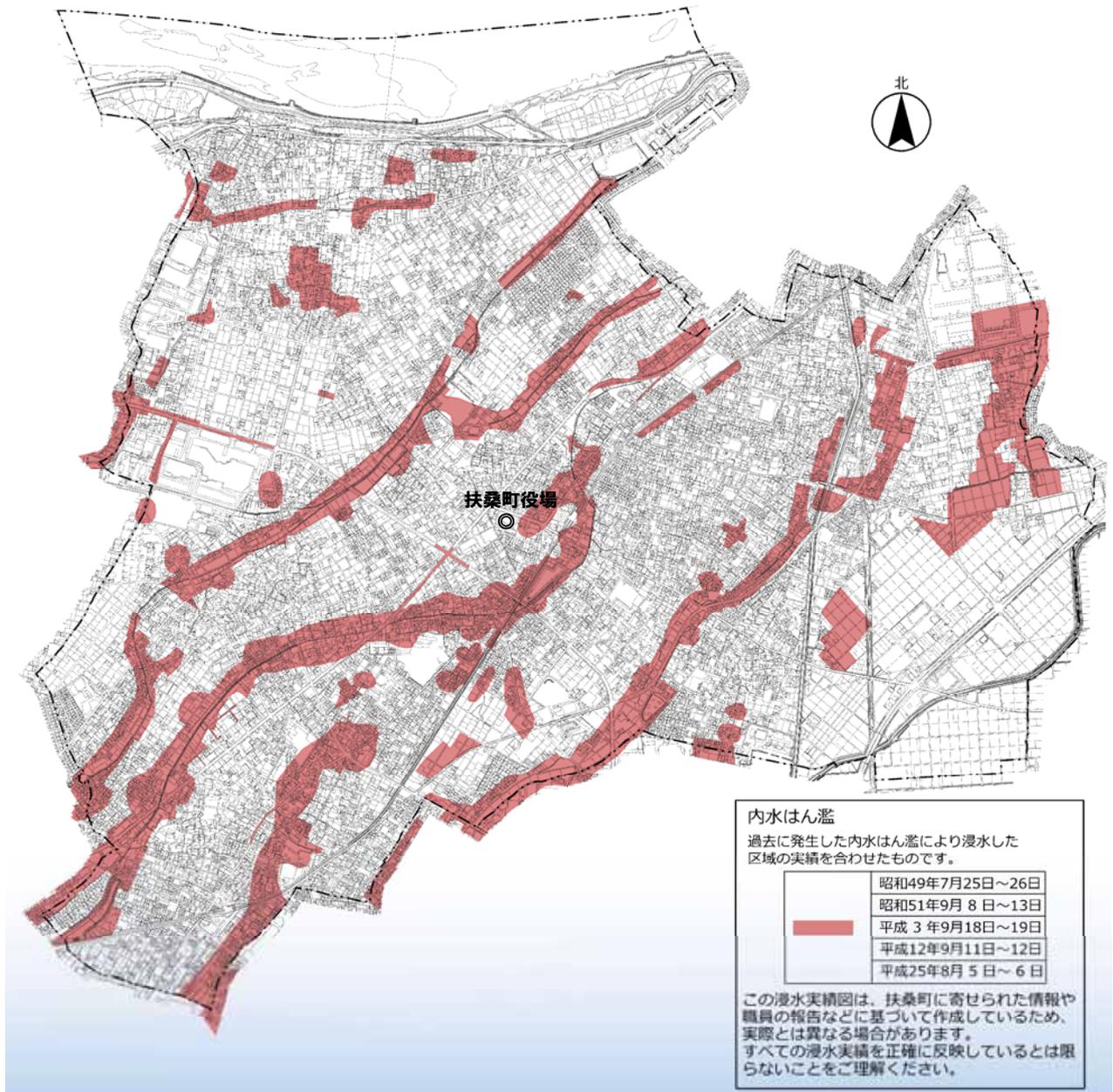


図 愛知県における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生回数

このような中、本町は木曾川を源流とする庄内川水域の河川・用水路が多く、河川・内水はん濫に関するリスクがある。過去の浸水実績をみると、市街化区域においても内水はん濫で浸水した区域がある。特に、般若用水、丹羽用水、青木川などの河川、農業用水路周辺で浸水が多く発生している。



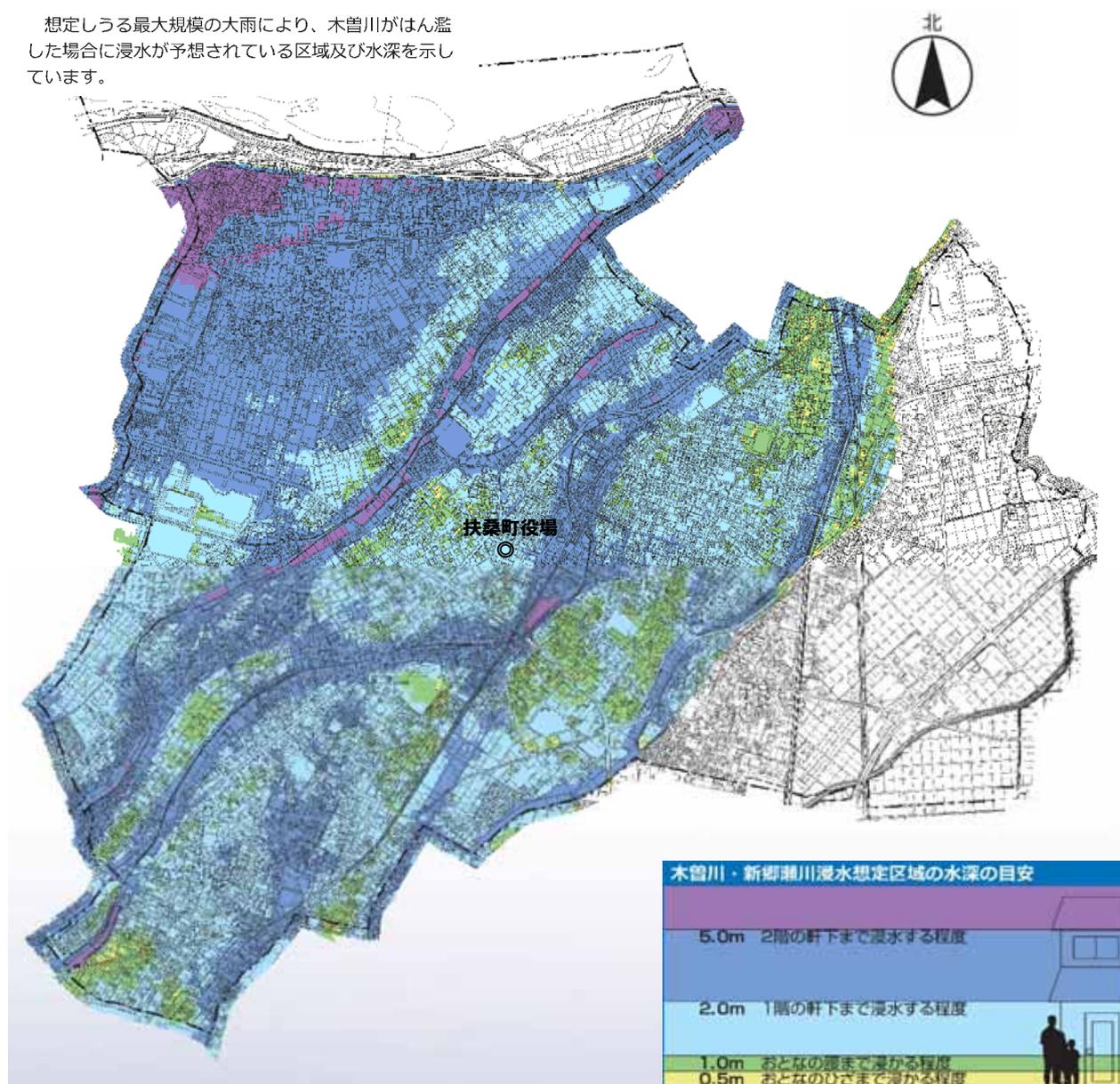
出典：扶桑町防災マップ

図 過去の浸水実績内水はん濫

②河川のはん濫により想定される被害

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を、洪水予報河川、水位周知河川として指定しており、本町では洪水予報河川に木曽川が指定されている。木曽川については、「木曽川水系洪水浸水想定区域図」が国土交通省から2016（平成28）年12月22日に公表されている。また、愛知県においては、水防法で指定された河川の区間外（上流部や支川）についても浸水リスク情報として「浸水予想図」を提供しており、本町でも庄内川水系新川、木曽川水系新郷瀬川が公表されている。

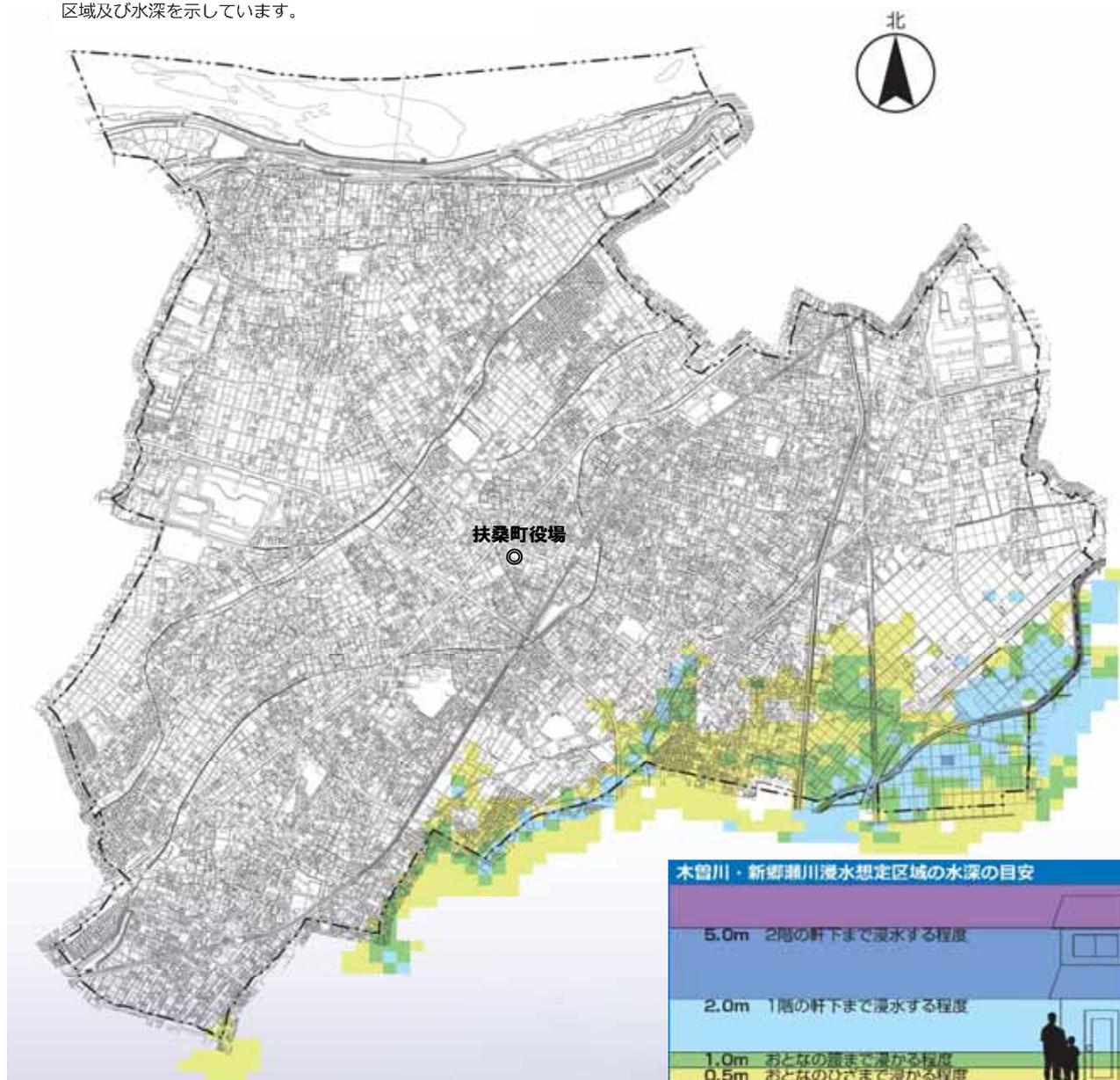
水深2.0m（1階の軒下まで浸水）や水深5.0m（2階の軒下まで浸水）の区域が多くあり、河川はん濫による被害が甚大であることが確認できる。



出典：木曽川水系洪水浸水想定区域図（国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所、平成28年12月）

図 木曽川浸水想定区域

概ね50年に1回程度起こると想定されている大雨により、新郷瀬川がはん濫した場合に浸水が予想されている区域及び水深を示しています。



出典：木曾川水系郷瀬川・新郷瀬川浸水予想図（愛知県一宮建設事務所、平成21年8月）

図 新郷瀬川浸水想定区域

第3章 扶桑町の強靱化の基本的な考え方

3.1 扶桑町国土強靱化地域計画の基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。本計画における基本目標は、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり設定する。

【扶桑町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 町民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3.2 扶桑町の強靱化を進める上での留意事項

本町の強靱化の基本目標の達成に向け、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

- 扶桑町の強靱化に向け、国や県、町、他自治体、大学、関係機関、地域等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域のつながりの維持・強化や、コミュニティの機能の向上を図る。
- 施策の進捗管理を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行い、時間管理の概念を持った計画的な取組を推進する。

第4章 扶桑町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4.1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

前述の基本目標を達成し、本町の強靱化のために必要な事項を整理することを目的として、脆弱性評価を行った。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏での中央官庁機能や名古屋市三の丸地区等の地方行政機関の機能不全による行政機能の大幅な低下
		3-3	県、町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃
		7-4	農地等の被害による町域の荒廃

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
①行政機能／警察・消防等	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	②老朽化対策
③保健医療・福祉	③研究開発
④エネルギー	④産学官民・広域連携
⑤情報通信	
⑥産業・経済	
⑦交通・物流	
⑧農林水産	
⑨町域保全	
⑩環境	
⑪土地利用	

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施した。評価結果は、別紙1に示す。

4.2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前項の脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に係るデータを共有する等、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。住宅全体の改修が困難な場合は、耐震シェルター設置を促進する。また、ブロック塀等除去費補助を継続する等、減災化を促進する。【町】

(公共施設・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・減災化の推進・促進)

○官公庁施設、学校施設、総合体育館、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等の公共施設や不特定多数の者が利用する大規模建築物、防災上重要な建築物について耐震化・減災化の取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【町】

(電柱等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱等について、無電柱化を検討するとともに、大規模盛土造成地の事前協議・建築許可時等において宅地の耐震化を促進する。【町】

(交通施設等における脆弱性の解消)

○緊急輸送道路をはじめとした道路橋梁に対して耐震化や老朽化対策を進める。【国、県、町】

(地区レベルにおける都市防災事業の促進)

○地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備を図る等、地区レベルにおける都市防災事業を促進する。【町】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

○地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、大規模自然災害から身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。防

災訓練については、毎年行っている総合防災訓練のほか、地震に特化した訓練と木曾川はん濫を想定した訓練を実施する。【町、地域】

(広域連携体制の強化等)

○近隣自治体との連携による広域的な訓練や、国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定
の防災訓練等、広域連携や他機関連携を踏まえた実践的な訓練を実施する。

【国、県、町、地域】

(消防団等の充実強化の促進等)

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模自然災害時には公助の手が回らないことも
想定し、消防団員の確保を図る。【町】

(救護所の設定と運営体制の整備)

○災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、
救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所か
らの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。【町、
関係機関】

(病院との連絡体制の構築)

○傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院
との連絡体制の構築等を進める。【町、関係機関】

(福祉施設における災害時の体制の強化)

○扶桑町社会福祉協議会とも連携して、福祉施設が損壊した場合の入所者の搬送先確保や、災害時
における福祉施設の人員確保を要請する。【町、関係機関】

(病院及び診療所との連携体制の強化)

○発災してから72時間以内(災害超急性期)における医療機関との連携を図るために、災害超急性
期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保
の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。【町、関係機関】

【具体的施策】

- ・住宅の耐震化、耐震シェルター設置の促進(耐震化に係る啓発活動、木造住宅耐震診断・改修費補助等)
- ・建築物の耐震化の促進(耐震化に係る啓発活動等)
- ・ブロック塀等除却費補助の継続
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進
- ・学校施設の安全確保
- ・町立保育園等社会福祉施設の耐震化の促進
- ・建築物の非構造部材等の耐震対策の促進(ブロック塀等除却費補助の継続)
- ・公共施設における吊り天井の耐震化

- ・大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進（事前協議・建築許可）
- ・無電柱化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・道路施設の老朽化・耐震対策の推進
- ・地区レベルにおける都市防災事業の促進（地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備 等）
- ・実践的な防災訓練の実施（実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練 等）
- ・地震に特化した訓練や木曾川はん濫を想定した訓練の実施
- ・地域における防災活動の促進
- ・国、県、他自治体、防災関係機関、町民の連携による地震想定での防災訓練の実施
- ・消防団員の確保
- ・救護所の設定および運営体制の整備
- ・病院との連絡体制の構築
- ・福祉施設における災害時の体制強化の促進
- ・病院及び診療所との連携体制強化の要請

【重要業績指標】

- ◆木造住宅耐震改修年間実施棟数 現状値：6棟（R1）→目標値：40棟（R3～R7累計）
- ◆ブロック塀等除却費補助件数 現状値：12件（R1）→目標値：25件（R3～R7累計）
- ◆橋の長寿命化 現状値：66.7%（R1）→目標値：100%（R3）
- ◆消防団員の充足率 現状値：98%（R1）→目標値：100%（R7）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業等を含む「災害に強いまちづくり」の推進を図る。【町】

（消防水利の確保）

- 耐震性貯水槽の整備等により、消防水利を確保するための取組を推進する。【町】

（災害対応の体制強化）

- 消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する。【町】

（消防団の充実強化の促進等）

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組等を促す。【町】

（消防団員の確保）

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口

流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【町】

(救護所の設定と運営体制の整備)

○災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。【町、関係機関】

(病院との連絡体制の構築)

○傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める。【町、関係機関】

(病院及び診療所との連携体制の強化)

○発災してから72時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。【町、関係機関】

【具体的施策】

- ・「災害に強いまちづくり」の推進
- ・市街化区域内の公園緑地整備の推進
- ・耐震性貯水槽始め消防水利の確保
- ・消防団の施設・設備・車両等の充実
- ・消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・消防団員の参集状況を把握するシステムの構築
- ・地域ぐるみの消防団支援の推進
- ・消防団と地域コミュニティ等の連携の促進
- ・自治組織等の活動の活性化
- ・消防団員の確保（学生への消防団加入促進活動の実施 等）
- ・救護所の設定および運営体制の整備
- ・病院との連絡体制の構築
- ・病院及び診療所との連携体制強化の要請

【重要業績指標】

- ◆住民1人あたりの公園面積 現状値：5.3 m²/人（R1）→目標値：5.3 m²/人以上（R7）
- ◆消防団員の充足率（再掲） 現状値：98%（R1）→目標値：100%（R7）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修等の耐震化・防災対策の推進、公共下水道施設の老朽化対策等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ（防災マップ）の作成等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。【県、町】

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

○河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。【県、町】

(農業施設の耐震化)

○浸水被害の軽減を図るために、基幹的農業水利施設の耐震化を図る。【町】

(町全域での浸水対策)

○雨水浸透柵設置や雨水利用貯留施設の促進、浸水防止塀設置の促進、雨水貯留施設整備の推進等、町全域での浸水対策を進める。【町】

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施などの情報関係施策を推進する。【町】

(救護所の設定と運営体制の整備)

○災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。【町、関係機関】

(病院との連絡体制の構築)

○傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める。【町、関係機関】

(病院及び診療所との連携体制の強化)

○発災してから72時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。【町、関係機関】

(災害対応力の強化)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。【国、県、町】

(継続的な防災教育等の推進等)

○大規模自然災害に対する防災教育の参考となる資料の配布等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。また、小中学生に対する防災教育を継続する。【町】

【具体的施策】

- ・河川堤防の耐震化等の促進
- ・河川の水門等の耐震化の促進
- ・河川改修の促進
- ・公共下水道施設の老朽化対策等の推進
- ・ハザードマップ（防災マップ）の作成
- ・みずから守るプログラムの推進（手づくりハザードマップ及び大雨行動訓練の実施）
- ・河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の促進
- ・基幹的農業水利施設の耐震化等の推進
- ・雨水浸透枳設置の促進
- ・雨水利用貯留施設の促進
- ・浸水防止塀設置の促進
- ・雨水貯留施設整備の推進等
- ・総合治水対策の推進
- ・緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施
- ・救護所の設定および運営体制の整備
- ・病院との連絡体制の構築
- ・病院及び診療所との連携体制強化の要請
- ・被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
- ・大規模自然災害に対する防災教育参考資料の作成・配布

【重要業績指標】

- ◆みずから守るプログラムに参加する自主組織等の合計参加団体数
現状値：0 団体（R1）→目標値：2 団体（R7）

1-4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

○暴風等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な避難行動が重要であるため、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新や、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、地域に特化した防災情報のテレビでの配信により、幅広い年齢層の町民に早期注意喚起を促す。【町】

(救護所の設定と運営体制の整備)

○災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。【町、関係機関】

(病院との連絡体制の構築)

○傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める。【町、関係機関】

(病院及び診療所との連携体制の強化)

○発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。【町、関係機関】

【具体的施策】

- ・防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新
- ・メール、ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備
- ・早期の注意喚起（地域に特化した防災情報をテレビにて配信し幅広い年齢層の町民に早期注意喚起を促す）
- ・救護所の設定および運営体制の整備
- ・病院との連絡体制の構築
- ・病院及び診療所との連携体制強化の要請

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化や地震対策等を着実に進めるとともに、町全域における都市防災事業の促進や無電柱化の検討を行う。【県、町】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送道路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める。【町】

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

○迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。【町】

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○災害時に円滑に支援物資を輸送するため、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。【町】

(食糧等の備蓄)

○初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の整備、備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。【町、地域】

(井戸の利活用)

○大規模自然災害時における「水」を確保するために、井戸の利活用を促進する。【町、関係機関】

(職員の家庭における地震対策の促進)

○被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。【町】

【具体的施策】

- ・ 緊急輸送道路の整備の促進
- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進

- ・町全域における都市防災事業の促進
- ・無電柱化の推進
- ・住宅の耐震化、耐震シェルター設置の促進（耐震化に係る啓発活動、木造住宅耐震診断・改修費補助 等）
- ・建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・災害時の物流体制の強化
- ・初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保
- ・食糧及び生活必需品の整備
- ・食糧・生活必需品確保のための備蓄倉庫の整備
- ・家庭内備蓄の促進
- ・井戸の利活用
- ・職員の家庭における地震対策の促進

【重要業績指標】

◆木造住宅耐震改修年間実施棟数（再掲） 現状値：6 棟（R1）→目標値：40 棟（R3～R7 累計）

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制強化）

○消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、基幹的広域防災拠点の整備を促進するとともに、巨大地震に対する関係機関との広域的な連携を図る。【町】

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

○消防施設等の防災活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。【町】

（防災活動の支援）

○防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進する等、円滑な活動を支援する。【町】

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進）

○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする。また、避難行動要支援者の移動の支障等にならないよう、町全域におけるバリアフリー化の推進を図る。【県、町】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。【町】

(消防団の充実強化の促進等)

○公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。【町、地域】

(消防団員の確保)

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【町】

【具体的施策】

- ・ 消防団の施設・設備・車両等の充実
- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の強化
- ・ 広域防災拠点の整備の促進
- ・ 南海トラフ等の巨大地震に対する関係機関との広域的な連携
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進
- ・ 防災活動拠点の見直し、確保
- ・ 公園緑地整備の推進
- ・ 道路ネットワークの整備
- ・ 緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・ 緊急輸送道路の整備の促進
- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・ 緊急輸送道路等の交差点改良等の促進
- ・ 緊急輸送道路等の歩行及び自転車通行空間の確保や町全域におけるバリアフリー化の推進
- ・ 大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・ 建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）
- ・ 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・ 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築
- ・ 地域ぐるみの消防団支援の推進
- ・ 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進
- ・ 自治組織等の活動の活性化
- ・ 地域における防災活動の促進
- ・ (仮称) 扶桑町多機能児童館建築工事（子育て支援センターの整備）
- ・ 消防団員の確保（学生への消防団加入促進活動の実施 等）

【重要業績指標】

- ◆住民1人あたりの公園面積（再掲） 現状値：5.3 m²/人（R1）→目標値：5.3 m²/人以上（R7）
- ◆児童館の設置数 現状値：0 施設（R1）→目標値：1 施設（R5）
- ◆消防団員の充足率（再掲） 現状値：98%（R1）→目標値：100%（R7）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。また、地域防災計画等における帰宅困難者等への対応ルールの整備を進める。【町】
- 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。また、駅等に人を集中させない取組を実施する。【町】

（発災時における円滑な交通・移動の確保）

- 発災時においても円滑な交通・移動の確保に寄与する交差点改良、環状交差点の導入の検討等や災害時の道路被害情報共有の強化を図る。【町】

【具体的施策】

- ・帰宅困難者等支援対策の推進
- ・地域防災計画等における帰宅困難者等への対応ルールの整備
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・緊急輸送道路等の交差点改良等の促進
- ・緊急輸送道路等の歩行及び自転車通行空間の確保や町全域におけるバリアフリー化の推進
- ・環状交差点の導入の検討

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（人工透析患者等への対策）

- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。【町】

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。【町、関係機関】

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。【町、関係機関】

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

○大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。【町】

(医薬品等安定供給確保体制の整備)

○災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備を図る。【町、関係機関】

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強等）や無電柱化の検討、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、町全域におけるバリアフリー化の推進、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【県、町】

○患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。【町】

(救急搬送の遅延の解消)

○救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。【町】

○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点の導入の検討等を進める。【町、関係機関】

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、消防車両等への燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。【町、関係機関】

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

○多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等を促進する。【町】

【具体的施策】

- ・入院患者や透析患者等の搬送手段の確保
- ・災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備
- ・災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備
- ・災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保
- ・災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備

- ・道路ネットワークの整備
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の交差点改良等の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・無電柱化の推進
- ・緊急輸送道路等の歩行及び自転車通行空間の確保や町全域におけるバリアフリー化の推進
- ・災害時における放置車両対策
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・環状交差点の導入の検討
- ・石油燃料の確保（防災拠点の機能維持、消防車両等や災害応急活動実施のための確保）
- ・建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）

【重要業績指標】

- ◆災害時要配慮者に係る広域支援ネットワークの構築 現状：未実施（R1）→目標：実施（R7）
- ◆木造住宅耐震改修年間実施棟数（再掲） 現状値：6 棟（R1）→目標値：40 棟（R3～R7 累計）

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（下水道 BCP（業務継続計画）の充実）

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道 BCP（業務継続計画）の充実に促進する。【町】

（衛生環境の確保等）

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【町】

（井戸の利活用）

- 大規模自然災害時における「水」（トイレでの利用含む）を確保するために、井戸の利活用を促進する。【町、関係機関】

（二次感染予防対策策定の推進）

- 避難所や福祉施設における二次感染の発生を防止するために、扶桑町社会福祉協議会とも連携して、二次感染予防対策を策定するとともに、福祉施設に二次感染予防対策の策定を要請する。また、感染症の蔓延を防止するために、発生状況を調査・集計するフローを構築する。【町、関係機関】

(避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定)

○愛知県避難所運営マニュアル等も参考にしながら、避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定等を進める。特に、衛生環境の保全や感染症対策等のルール・フローの策定を進める。

【町、関係機関】

(医療活動を支える取組の推進)

○道路ネットワークを強化する等、インフラにおいて医療活動を支える取組を着実に推進する。【県、町】

(住宅・建築物の耐震化の促進)

○住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を促進する。

【町】

【具体的施策】

- ・公共下水道施設の老朽化対策等の推進
- ・公共下水道 BCP（業務継続計画）の充実
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ・井戸の利活用
- ・二次感染予防対策策定（要請）
- ・避難所および福祉避難所における運営マニュアル等の策定
- ・道路ネットワークの整備
- ・建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）

【重要業績指標】

◆合併浄化槽転換への補助 現状値：1,552 千円（R1）→目標値：10,480 千円（R3～R7 累計）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保等、避難所としての防災機能を強化する。また、かまどベンチの設置等による避難生活環境の向上を図る。【町】

(二次感染予防対策策定の推進)

○避難所や福祉施設における二次感染の発生を防止するために、扶桑町社会福祉協議会とも連携して、二次感染予防対策を策定するとともに、福祉施設に二次感染予防対策の策定を要請する。また、感染症の蔓延を防止するために、発生状況を調査・集計するフローを構築する。【町、関係機関】

(避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定)

- 愛知県避難所運営マニュアル等も参考にしながら、避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定等を進める。特に、衛生環境の保全や感染症対策等のルール・フローの策定を進める。
【町、関係機関】

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。【町】

(衛生環境の確保等)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、マンホールトイレを設置する等、災害時における迅速なトイレ機能確保の取組を推進する。【町】

(避難所の運営体制等の整備)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所について、適切に設置ができるように設置マニュアルを見直すとともに、その運営体制を確保する。また、福祉施設における避難確保計画の策定を促進する。【町、関係機関】

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備（避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材等の整備等）に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策として被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。【町、関係機関】
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【町、関係機関】

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、要支援者名簿登載者に対し個別計画（各個人ごとの避難計画）の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。【町、関係機関】

(保健医療機能の確保等)

- 災害時における町保健師の活動マニュアルを作成する。【町】
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。【町】

【具体的施策】

- ・町立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進

- ・かまどベンチ等の設置の推進
- ・二次感染予防対策策定（要請）
- ・避難所および福祉避難所における運営マニュアル等の策定
- ・建築物の耐震化の促進
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ・マンホールトイレ等の設置の推進
- ・避難行動要支援者の支援体制の整備の推進（福祉避難所設置マニュアルの見直し、福祉避難所の設置の推進）
- ・災害時要配慮者の避難生活の支援（避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材の整備 等）
- ・災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備
- ・外国人に対する災害支援体制の整備
- ・避難行動要支援者の支援体制の整備の推進（避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定）
- ・災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直し
- ・保健師等による避難所等の支援体制の整備

【重要業績指標】

- ◆校舎における非構造部材耐震化改修工事实施 現状値：0%（R2）→目標値：83.3%（R7）
- ◆かまどベンチの設置数 現状値：0基（R1）→目標値：2基（R5）
- ◆マンホールトイレの設置数 現状値：11基（R1時点累計）→目標値：20基（R7時点累計）
- ◆福祉避難所の設置数 現状値：4件（R1）→目標値：5件（R7）
- ◆災害時要配慮者に係る広域支援ネットワークの構築（再掲）
現状：未実施（R1）→目標：実施（R7）

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力やコミュニケーション体制を構築する。また、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり・地域コミュニティ力を強化するための支援等について充実を図る。【町】

(警察施設の機能強化)

○南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図るように促進する。【県、町】

【具体的施策】

- ・外国人に対する災害支援体制の整備
- ・自治組織等の活動の活性化
- ・地域の防災リーダーの育成・資質の維持
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

【重要業績指標】

◆地域防災リーダー養成講座のべ受講者数 現状値：63人（R1）→目標値：163人（R7）

3-2 首都圏での中央官庁機能や名古屋市三の丸地区等の地方行政機関の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備の促進等)

○首都や県の機能不全等が発生した場合も視野に入れながら、基幹的広域防災拠点の整備を促進する。【県、町】

【具体的施策】

- ・広域防災拠点の整備の促進

3-3 県、町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機関等の機能維持)

○防災対策の要となる防災担当職員の育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員の家庭における地震対策の促進などの体制強化を図る。【町】

(BCP（業務継続計画）の見直し)

○庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCP（業務継続計画）の見直しや、訓練をすることで実効性

の向上を図り、業務継続力を強化する。【町】

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。また、公用財産の非常用電源設備の確保や町有施設の家具固定等を推進する。【町】
- 応急危険度判定士講習会への参加を促進する等、被災時における施設に対する職員の知識を高める。【町】

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。また、役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を充実するとともに、食糧・生活必需品確保のために、備蓄倉庫の整備等を図る。【町】
- 災害対策本部の機能強化を図る。【町】

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討、地域の防災対策を着実に進める。【町】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。【町】

(国・県・市町村間の連携強化)

- 国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。また、広域防災拠点の整備を促進する。【県、町】
- 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備を図る。【町】

【具体的施策】

- ・災害応急体制の見直し（災害応急対策に従事する人的資源の配置及び運用体制の再整備）
- ・防災部門機能の充実・強化（専門職員の人員確保等）
- ・防災部門職員に対する防災専門研修への参加
- ・新規採用職員の防災意識の向上
- ・多くの職員の危機管理研修会への参加
- ・職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施
- ・教職員の初任者の防災教育指導力の向上

- ・職員の家庭における地震対策の促進
- ・BCP（業務継続計画）の見直し
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進
- ・防災活動拠点の確保
- ・応急危険度判定士講習会への参加
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・食糧・生活必需品確保のための備蓄倉庫の整備
- ・災害対策本部の機能強化
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・無電柱化の推進
- ・建築物の非構造部材等の耐震対策の促進
- ・町立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進
- ・学校施設の安全確保
- ・国、県、他自治体、防災関係機関、町民の連携による地震想定での防災訓練の実施
- ・広域防災拠点の整備の促進
- ・被災市町村への応援体制及び受援体制の整備

【重要業績指標】

◆校舎における非構造部材耐震化改修工事实施（再掲） 現状値：0%（R2）→目標値：83.3%（R7）

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、BCP（業務継続計画）の見直しを図る。【町】

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保として、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化を推進する。【町】

【具体的施策】

- ・ BCP（業務継続計画）の見直し
- ・ 緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・ 緊急輸送道路の整備の促進
- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。また、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進める等の取組を図る。【町】

(水防テレメータシステムの整備)

○県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促進する。【町】

(避難所における情報通信手段の確保・強化)

○避難所への公衆無線 LAN の整備や事前設置型特設公衆電話の設置（民間と連携）等により、避難所における避難者の情報通信手段の確保・強化を図る。【町、関係機関】

【具体的施策】

- ・ 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築

- ・防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新
- ・メール、ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備
- ・水防テレメータシステムの促進
- ・避難所への公衆無線LANの整備
- ・避難所における避難者の情報通信手段の確保を目的とした事前設置型特設公衆電話の設置を推進

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。【町】

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。【町】

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。【町】

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。【町】

(情報伝達手段・体制の確保・強化)

- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築や、防災情報に関するシステムの導入・運用等により、情報伝達手段や体制の確保・強化を図る。また、外国人に対する災害支援体制の整備を図る。【町】
- 地域に特化した防災情報をテレビ等で避難者へ配信する体制等の強化を図る。【町、関係機関】
- 高度情報通信ネットワークの活用等により、被災時における行政間の情報伝達を確実に行う。【県、町】

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの見直し、道路の雪寒対策、道路橋の耐震補強等を行う。また、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、道路啓開といった活動

が円滑に行われるようにする。【町】

【具体的施策】

- ・住宅の耐震化、耐震シェルター設置の促進（耐震化に係る啓発活動、木造住宅耐震診断・改修費補助 等）
- ・家具等の転倒防止対策の促進
- ・ハザードマップ（防災マップ）の作成
- ・みずから守るプログラムの推進（手づくりハザードマップ及び大雨行動訓練の実施）
- ・防災出前講座の実施
- ・地震体験車による啓発の実施
- ・災害教訓の伝承
- ・社会全体の防災教育、災害情報力の強化、行政の災害対応力の向上
- ・実践的な防災訓練の実施（実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練 等）
- ・大規模自然災害に対する防災教育参考資料の作成・配布
- ・国、県、他自治体、防災関係機関、町民の連携による地震想定での防災訓練の実施
- ・浸水想定区域の指定・見直し
- ・職員の家庭における地震対策の促進
- ・Jアラートの運用
- ・多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築
- ・防災情報システムの運用
- ・情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- ・外国人に対する災害支援体制の整備
- ・地域に特化した防災情報をテレビ等にて避難者へ配信
- ・道路の雪寒対策の推進
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化

【重要業績指標】

- ◆木造住宅耐震改修年間実施棟数（再掲） 現状値：6 棟（R1）→目標値：40 棟（R3～R7 累計）
- ◆扶桑町地震対策補助金の申請件数 現状値：47 件（R1）→目標値：50 件（R3～R7 累計）
- ◆みずから守るプログラムに参加する自主組織等の合計参加団体数（再掲）
現状値：0 団体（R1）→目標値：2 団体（R7）
- ◆住民向け出前講座の実施件数 現状値：5 件（R1）→目標値：25 件（R3～R7 累計）

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業 BCP (業務継続計画) 策定等の促進)

○個別企業の BCP (業務継続計画) については、策定の支援や普及活動を進める。また、企業が連携した BCP (業務継続計画) の策定を促進する。【町】

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。【町】

○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。【町】

(耐災害性を高める施策等の推進)

○道路の防災対策の推進や無電柱化の検討に加えて、洪水対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策や、緊急輸送道路の整備促進等を促進する。【県、町】

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

○社会経済活動の維持のために、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。【県、町】

(水の安定供給)

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関と連携して水利調整等を実施する。【関係機関】

【具体的施策】

- ・事業所の防災対策の促進
- ・中小企業の BCP (業務継続計画) 策定の促進 (BCP (業務継続計画) 策定支援及び普及活動)
- ・企業防災の啓発・防災人材の育成支援
- ・事業所の防災対策の促進
- ・無電柱化の推進
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・「継続して検討し解決すべき5課題」の議論・検討 (海拔ゼロメートル地帯対策、産業を守る対策、社会全体の防災教育、災害情報力の強化、行政の災害対応力の向上)
- ・道路ネットワークの整備促進
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・異常渇水等に対する水利調整等の促進

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料の確保対策の推進)

○役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進めるとともに、災害応急活動を実施するための石油燃料の確保を図る。【町】

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策、耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備等を図る。【県、町】

(災害対応力強化)

○工場・事業所等において、再生可能エネルギーの導入等を促進する。【町】

【具体的施策】

- ・ 役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・ 災害応急活動を実施するための石油燃料の確保
- ・ 道路、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備・促進
- ・ エネルギー施設等の重要拠点への優先啓開経路の見直しの促進
- ・ 再生可能エネルギー導入の促進

【重要業績指標】

◆住宅用地球温暖化対策設備への補助 現状値：2,538 千円（R1）
→目標値：26,335 千円（R3～R7 累計）

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(有害物質等の流出防止対策)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新、地震防災応急体制の確立、有害化学物質の流出等防止対策の促進、PCB 廃棄物の適正処理など関係機関による対策を促進する。【町】

【具体的施策】

- ・ 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導
- ・ 有害化学物質の流出等防止対策の指導
- ・ PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減

5-4 陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時において円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を進める。【県、町】
- 道路橋梁の耐震補強や液状化対策等、交通インフラそのものの強化を進める。また、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。【県、町】
- 大規模自然災害発生後に、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。【町】

【具体的施策】

- ・緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し促進
- ・道路ネットワークの整備
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の交差点改良等の促進
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・環状交差点の導入の検討
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・道路施設の老朽化対策の推進

【重要業績指標】

- ◆道路照明、街路灯のLED化 現状値：11.9%（R1）→目標値：84.0%（R7）

5-5 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 災害時における町民生活等への甚大な影響等を勘案し、金融措置に係る対策を進める。【町】

【具体的施策】

- ・災害時等の金融措置に係る金融機関への指導の実施

5-6 食料等の安定供給の停滞

(サプライチェーン輸送モードの強化)

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。これらのネットワーク強化のため、緊急輸送道路および橋梁の整備・補修等を推進する。【県、町】

【具体的施策】

- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の促進

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

○上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、耐震化の推進や長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。【関係機関】

(水の安定供給)

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関と連携して水利調整等を実施する。【関係機関】

【具体的施策】

- ・基幹的農業水利施設の耐震化等の推進
- ・異常渇水等に対する水利調整等の促進

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 災害に備え、既存の都市ガスについては耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進する。また、町や道路管理者等との間で情報を共有するなどの連携強化が必要である。【町、関係機関】
- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえた、国による電気設備の自然災害に対する耐性評価や基準整備などを踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化および復旧の迅速化を図る。また、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整が行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【町、関係機関】

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【町、関係機関】

（再生可能エネルギーの導入の促進等）

- 再生可能エネルギーの導入等を促進する。【町】

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。【町】

【具体的施策】

- ・都市ガス供給ネットワークの強化（耐震性に優れたガス管への取り替えの計画的な推進）
- ・関係機関と平時から復旧に必要な情報共有や訓練などを実施するとともに、災害時には連絡体制を確立し、道路啓開など相互に連携し復旧する。
- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・再生可能エネルギー導入の促進
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化

【重要業績指標】

- ◆住宅用地球温暖化対策設備への補助（再掲） 現状値：2,538 千円（R1）
→目標値：26,335 千円（R3～R7 累計）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の推進)

- 耐震性の不足している上水道施設について耐震化を推進する。また、町や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。【町、関係機関】
- 上水道施設の管路更新（耐震管への更新）を計画的に進める。【関係機関】

【具体的施策】

- ・管路耐震化率の向上（第4次・第5次水道整備実施計画の策定及び推進）
- ・災害時給水活動用車両配備
- ・重要給水施設管路の耐震化
- ・BCP（業務継続計画）対策の強化
- ・給水ステーションの整備

【重要業績指標】

- ◆管路耐震化率（%） 現状値：17.8%（R1）→目標値：23.7%（R7）
- ◆加圧式給水車の配備（台） 現状値：0台（R1）→目標値：1台（R7）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の戦略的な維持管理等・下水道BCP（業務継続計画）の充実)

- 公共下水道施設の非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCP（業務継続計画）の充実を促進する。【町】

【具体的施策】

- ・公共下水道施設の老朽化対策等の推進
- ・公共下水道BCP（業務継続計画）の充実の推進
- ・公共下水道施設の非常用自家発電設備の整備の促進
- ・公共下水道施設の戦略的維持管理・更新の促進
- ・公共施設の適切な管理の推進、公共施設の耐震化
- ・BCP（業務継続計画）対策の強化

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する

幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進める。【県、町】

○道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる。【町】

○被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。【町】

○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【町】

○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。【県、町】

（道路における冠水対策）

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路における冠水対策を推進する。【町】

（災害時における放置車両対策）

○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、災害時における放置車両対策を推進する。【町】

【具体的施策】

- ・無電柱化の推進
- ・災害時の物流体制の強化
- ・BCP（業務継続計画）対策の強化
- ・道路ネットワークの整備
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進
- ・緊急輸送道路の整備の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の交差点改良等の促進
- ・地域公共交通網の整備
- ・災害時の道路被害情報共有の強化
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・地下道照明 LED 化対策の推進
- ・道路施設の老朽化対策の推進
- ・特定鉄道等施設の耐震化の促進
- ・広域的な防災体制の整備・訓練の実施促進

- ・道路インフラの老朽化対策の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の促進
- ・公共施設の適切な管理推進、公共施設の耐震化
- ・BCP（業務継続計画）対策の強化
- ・道路における冠水対策
- ・災害時における放置車両対策

【重要業績指標】

◆道路照明、街路灯のLED化（再掲） 現状値：11.9%（R1）→目標値：84.0%（R7）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（防災インフラの耐震化の推進）

○河川堤防等の耐震化等を促進する。【県、町】

【具体的施策】

- ・河川堤防の耐震化等の促進

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自治組織等の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。【町】
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。【町】
- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。【町、関係機関】

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める。【町、関係機関】

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。【町、関係機関】

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【町】
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。【町】

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化集合住宅の建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修、耐震シェルター設置等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【町】

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官公庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進

める。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。【町】

(感震ブレーカー等の普及)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。【町】

(災害対応力の向上)

○道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を進める。【県、町】

(消防水利の確保)

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。【町】

(消防団員の確保等)

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【町】

○大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町】

(企業や住民による火災の防止対策の促進)

○一定規模以上の企業に対しては、防火・防災についての基本計画を立てて管理する取組を継続して実施する。また、中小企業や住民に対しては、継続的に消防職員の派遣による訓練の説明等を実施する。【町、関係機関】

【具体的施策】

- ・消防団と地域コミュニティ等の連携の促進
- ・救護所の設定および運営体制の整備
- ・病院との連絡体制の構築
- ・病院及び診療所との連携体制強化の要請
- ・災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進
- ・密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進
- ・市街化区域内の公園緑地整備の推進
- ・建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進
- ・感震ブレーカーの普及啓発等
- ・無電柱化の推進
- ・緊急輸送道路の防災対策等の促進

- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の促進
- ・耐震性貯水槽始め消防水利の確保
- ・地域ぐるみの消防団支援の促進
- ・消防団員の参集状況を把握するシステムの構築促進
- ・学生への消防団加入促進活動の実施
- ・消防団の施設・設備の充実（消防団の施設・設備の整備促進）
- ・消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・消防団員の確保
- ・自治組織等の活動の活性化
- ・企業や住民による火災の防止対策の促進

【重要業績指標】

- ◆住民1人あたりの公園面積（再掲） 現状値：5.3 m²/人（R1）→目標値：5.3 m²/人以上（R7）
- ◆扶桑町地震対策補助金の申請件数（再掲） 現状値：47件（R1）→目標値：50件（R3～R7 累計）
- ◆消防団員の充足率（再掲） 現状値：98%（R1）→目標値：100%（R7）

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

○沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【町】

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。【町】

（空き家の利活用、危険な空き家の除却への支援）

○空き家の利活用や除却への支援を進める。【町】

（地下構造物の耐震化等の推進）

○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化等を進める。【町】

（交通渋滞の回避）

○迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点の導入の検討等を進める。【町】

【具体的施策】

- ・建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）
- ・住宅の耐震化、耐震シェルター設置の促進（耐震化に係る啓発活動、木造住宅耐震診断・改修費補助 等）
- ・大規模自然災害時における道路啓開の連携強化
- ・空き家の改修への支援
- ・危険な空き家への除却の支援
- ・公共下水道施設の戦略的維持管理・更新の促進
- ・環状交差点の導入の検討

【重要業績指標】

- ◆木造住宅耐震改修年間実施棟数（再掲） 現状値：6 棟（R1）→目標値：40 棟（R3～R7 累計）
- ◆危険な空き家の除却の年間実施棟数 現状値：0 棟（R1）→目標値：20 棟（R3～R7 累計）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃

（有害物質等の流出防止対策）

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新、地震防災応急体制の確立、有害化学物質の流出等防止対策の促進、PCB 廃棄物の適正処理など関係機関による対策を促進する。【町】

（石綿飛散防止対策）

○災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。【町】

○災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討する。【町】

○地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める。【町】

（PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

○保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。【町】

（環境測定機能の強化）

○大規模自然災害発生時にも、環境面における町民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する。【町】

【具体的施策】

- ・ 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導
- ・ 有害化学物質の流出等防止対策の指導
- ・ PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減
- ・ 平常時からの吹付石綿飛散防止対策の促進（アスベスト改修の啓発活動等）
- ・ 石綿飛散防止対策の周知
- ・ 農業用石綿セメント管の更新
- ・ 大規模自然災害時における環境測定機能の維持対策の推進

【重要業績指標】

◆ 畑かん揚水管付替率 現状値：98%（R1）→目標値：99%（R7）

7-4 農地等の被害による町域の荒廃

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

○ 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。【町】

【具体的施策】

- ・ 基幹的農業水利施設の耐震化等の推進

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の運用等)

○災害廃棄物処理計画の運用を推進するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。【町】

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

○PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【町】

○廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、町の回収・処理計画の策定を促進する。【町】

(災害廃棄物輸送体制の構築)

○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。【町】

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。【町】

【具体的施策】

- ・ 災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 災害廃棄物処理計画の運用
- ・ 業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の促進
- ・ 災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 建築物の耐震化の促進（耐震化に係る啓発活動 等）

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

○地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【町】

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、災害時に備えた人材育成として、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。【町】

○大規模自然災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。【町】

(災害ボランティアの円滑な受入)

○ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【県、町】

○被災時に、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。【県、町】

【具体的施策】

- ・学校における防災人材育成の促進
- ・防災・減災カレッジの開催促進
- ・産官学連携による防災人材の育成
- ・(仮称)扶桑町多機能児童館建築工事（子育て支援センターの整備）
- ・防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ
- ・災害時ボランティア活動支援体制の整備
- ・防災ボランティア団体・NPOとの連携による人材育成等の推進
- ・防災人材のネットワーク化の推進
- ・外国人に対する災害支援体制の整備

【重要業績指標】

◆児童館の設置数（再掲） 現状値：0 施設（R1）→目標値：1 施設（R5）

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○河川堤防等の耐震化など地震対策、洪水による浸水対策の取組を着実に推進する。【県、町】

(地盤沈下対策の推進)

○「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年8月15日公布）」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。【町】

(湛水からの復旧の調整・検討)

○濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開など総合啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。【町】

【具体的施策】

- ・ 公共下水道施設の老朽化対策等の推進
- ・ 河川堤防の耐震化等の促進（木曾川他）
- ・ 地盤沈下防止対策の推進（地下水採取の規制指導、地盤沈下状況の調査・観測 等）
- ・ 大規模自然災害時における道路啓開の連携強化

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（自宅居住による生活再建の促進）

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【町】
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。【町】

（迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進）

- 地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施する。【町】

【具体的施策】

- ・ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・ 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・ 地籍調査の推進

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の被害の最小化）

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承や、被災時に備えた文化財保護審議会委員の確保が必要である。【町】

【具体的施策】

- ・ 文化財保護審議会委員の確保

【重要業績指標】

- ◆文化財保護審議会委員の確保（人） 現状値：8人（R1）→目標値：8人（R7）

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

○事業所等の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【町】

(迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進)

○地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施する。【町】

【具体的施策】

- ・被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立
- ・地籍調査の推進

8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(町における災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定の促進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。【町】

【具体的施策】

- ・災害廃棄物処理体制の構築
- ・災害廃棄物処理計画の策定

(2) 個別分野ごとの施策の推進方針

ア 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等

(公共施設・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・減災化の推進・促進)

- 官公庁施設、学校施設、総合体育館、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等の公共施設や不特定多数の者が利用する大規模建築物、防災上重要な建築物について耐震化・減災化の取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、大規模自然災害から身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。防災訓練については、毎年行っている総合防災訓練のほか、地震に特化した訓練と木曾川はん濫を想定した訓練を実施する。

(消防水利の確保)

- 耐震性貯水槽の整備等により、消防水利を確保するための取組を推進する。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

(災害対応の体制強化)

- 消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
- 大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施などの情報関係施策を推進する。

(災害対応力の強化)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

(継続的な防災教育等の推進等)

○大規模自然災害に対する防災教育の参考となる資料の配布等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

○暴風等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な避難行動が重要であるため、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新や、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、地域に特化した防災情報のテレビでの配信により、幅広い年齢層の町民に早期注意喚起を促す。

(食糧等の備蓄)

○初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の整備、備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。

(企業や住民による火災の防止対策の促進)

○一定規模以上の企業に対しては、防火・防災についての基本計画を立てて管理する取組を継続して実施する。また、中小企業や住民に対しては、継続的に消防職員の派遣による訓練の説明等を実施する。

(災害対応の体制強化)

○消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、基幹的広域防災拠点の整備を促進するとともに、巨大地震に対する関係機関との広域的な連携を図る。

(活動拠点施設の耐災害性の強化)

○消防施設等の防災活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、消防車両等への燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(避難所の運営体制等の整備)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。また、福祉施設における避難確保計画の策定を促進する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備（避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材等の整備等）に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策として被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、要支援者名簿登載者に対し個別計画（各個人ごとの避難計画）の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図るように促進する。

(基幹的広域防災拠点の整備の促進等)

- 首都や県の機能不全等が発生した場合も視野に入れながら、基幹的広域防災拠点の整備を促進する。

(行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員の育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員の家庭における地震対策の促進などの体制強化を図る。

(BCP（業務継続計画）の見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCP（業務継続計画）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。また、公用財産の非常用電源設備の確保や町有施設の家具固定等を推進する。
- 応急危険度判定土講習会への参加を促進する等、被災時における施設に対する職員の知識を高める。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。また、役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を充実するとともに、食

糧・生活必需品確保のために、備蓄倉庫の整備等を図る。

○災害対策本部の機能強化を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)

○国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。また、広域防災拠点の整備を促進する。

○被災市町村への応援体制及び受援体制の整備を図る。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、BCP（業務継続計画）の見直しを図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保として、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化を推進する。

(多様な情報提供の手段の確保)

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進める等の取組を図る。

(効果的な教育・啓発の実施)

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ（防災マップ）の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。

(石油燃料の確保)

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

(救助活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自治組織等の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

○高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

○災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。

(感震ブレーカー等の普及)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。住宅全体の改修が困難な場合は、耐震シェルター設置を促進する。また、ブロック塀等除去費補助を継続する他、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等を促進する。
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送道路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める。沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生や、膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。
- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。

(公共施設・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・減災化の推進・促進) (再掲)

○官公庁施設、学校施設、総合体育館、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等の公共施設や不特定多数の者が利用する大規模建築物、防災上重要な建築物について耐震化・減災化の取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。

(電柱等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱等について、無電柱化を検討するとともに、大規模盛土造成地の事前協議・建築許可時等において宅地の耐震化を促進する。

(地区レベルにおける都市防災事業の促進)

- 地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備を図る等、地区レベルにおける都市防災事業を促進する。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業等を含む「災害に強いまちづくり」の推進を図る。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修等の耐震化・防災対策の推進、公共下水道施設の老朽化対策等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ(防災マップ)の作成等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。

(町全域での浸水対策)

- 雨水浸透柵設置や雨水利用貯留施設の促進、浸水防止柵設置の促進、雨水貯留施設整備の推進等、町全域での浸水対策を進める。

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化や地震対策等を着実に進めるとともに、町全域における都市防災事業の促進や無電柱化の検討を行う。

(防災活動の支援)

- 防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進する等、円滑な活動を支援する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策等の地域の防災対策を着実に進

めるとともに、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする。また、避難行動要支援者の移動の支障等にならないよう、町全域におけるバリアフリー化の推進を図る。

(消防団等の充実強化の促進等) (再掲)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。また、地域防災計画等における帰宅困難者等への対応ルールの整備を進める。
- 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。また、駅等に人を集中させない取組を実施する。

(発災時における円滑な交通・移動の確保)

- 発災時においても円滑な交通・移動の確保に寄与する交差点改良、環状交差点の導入の検討等や災害時の道路被害情報共有の強化を図る。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強等）や無電柱化の検討、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、町全域におけるバリアフリー化の推進、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。

(下水道施設の戦略的な維持管理・下水道 BCP（業務継続計画）の充実)

- 下水道施設の非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP（業務継続計画）の充実を促進する。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保等、避難所としての防災機能を強化する。また、かまどベンチの設置等による避難生活環境の向上を図る。

(衛生環境の確保等)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
また、マンホールトイレを設置する等、災害時における迅速なトイレ機能確保の取組を推進する。

(防災拠点等の耐震化等の推進) (再掲)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。また、公用財産の非常用電源設備の確保や町有施設の家具固定等を推進する。
- 応急危険度判定士講習会への参加を促進する等、被災時における施設に対する職員の知識を高める。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討、地域の防災対策を着実に進める。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進) (再掲)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保として、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化を推進する。

(耐災害性を高める施策等の推進)

- 道路の防災対策の推進や無電柱化の検討に加えて、洪水対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策や、緊急輸送道路の整備促進等を推進する。

(水道施設等の耐震化等の推進)

- 耐震性の不足している上水道施設について耐震化を推進する。また、町や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 上水道施設の管路更新(耐震管への更新)を計画的に進める。

(井戸の利活用)

- 大規模自然災害時における「水」を確保するために、井戸の利活用を促進する。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進め

る。

- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる。
- 被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（災害対応力の向上）

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を進める。

（空き家の利活用、危険な空き家の除却への支援）

- 空き家の利活用や除却への支援を進める。

（地下構造物の耐震化等の推進）

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化等を進める。

（石綿飛散防止対策）

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討する。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める。

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 河川堤防等の耐震化など地震対策、洪水による浸水対策の取組を着実に推進する。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

(迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進)

- 地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施する。

(復興体制や手順の検討等)

- 事業所等の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

③保健医療・福祉

(救護所の設定と運営体制の整備)

- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める。

(福祉施設における災害時の体制の強化)

- 扶桑町社会福祉協議会とも連携して、福祉施設が損壊した場合の入所者の搬送先確保や、災害時における福祉施設の人員確保を要請する。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから72時間以内(災害超急性期)における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る。

(二次感染予防対策策定の推進)

- 避難所や福祉施設における二次感染の発生を防止するために、扶桑町社会福祉協議会とも連携して、二次感染予防対策を策定するとともに、福祉施設に二次感染予防対策の策定を要請する。また、感染症の蔓延を防止するために、発生状況を調査・集計するフローを構築する。

(避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定)

- 愛知県避難所運営マニュアル等も参考にしながら、避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定等を進める。特に、衛生環境の保全や感染症対策等のルール・フローの策定を進める。

(人工透析患者等への対策)

- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。

(医薬品等安定供給確保体制の整備)

- 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備を図る。

(避難生活における要配慮者支援) (再掲)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備(避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材等の整備等)に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策として被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(保健医療機能の確保等)

- 災害時における町保健師の活動マニュアルを作成する。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

(救助活動能力の充実・強化) (再掲)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自治組織等の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。
- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにする。

④エネルギー

(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、消防車両等への燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保す

る。

(燃料の確保対策の推進)

- 役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進めるとともに、災害応急活動を実施するための石油燃料の確保を図る。

(災害対応力強化)

- 工場・事業所等において、再生可能エネルギーの導入等を促進する。

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 災害に備え、既存の都市ガスについては耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進する。また、町や道路管理者等との間で情報を共有するなどの連携強化が必要である。
- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が増加している現状を踏まえた、国による電気設備の自然災害に対する耐性評価や基準整備などを踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化および復旧の迅速化を図る。また、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整が行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。

(再生可能エネルギーの導入の促進等)

- 再生可能エネルギーの導入等を促進する。

⑤情報通信

(情報提供手段の多重化・多様化の推進) (再掲)

- 暴風等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な避難行動が重要であるため、テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。具体的には、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新や、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、地域に特化した防災情報のテレビでの配信により、幅広い年齢層の町民に早期注意喚起を促す。

(避難所における情報通信手段の確保・強化)

- 避難所への公衆無線LANの整備や事前設置型特設公衆電話の設置（民間と連携）等により、避難所における避難者の情報通信手段の確保・強化を図る。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。

(情報伝達手段・体制の確保・強化)

- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築や、防災情報に関するシステムの導入・運用等により、情報伝達手段や体制の確保・強化を図る。また、外国人に対する災害支援体制の整備を図る。
- 民間事業者と連携し、地域に特化した防災情報をテレビ等で避難者へ配信する体制等の強化を図る。

- 高度情報通信ネットワークの活用等により、被災時における行政間の情報伝達を確実に行う。

⑥産業・経済

(個別企業 BCP (業務継続計画) 策定等の促進)

- 個別企業の BCP (業務継続計画) については、策定の支援や普及活動を進める。また、企業が連携した BCP (業務継続計画) の策定を促進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 社会経済活動の維持のために、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策、耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備等を図る。

⑦交通・物流

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路をはじめとした道路橋梁に対して耐震化や老朽化対策を進める。

(輸送ルートの確保対策の実施)(再掲)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化や地震対策等を着実に進めるとともに、町全域における都市防災事業の促進や無電柱化の検討を行う。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 災害時に円滑に支援物資を輸送するため、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被

災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進) (再掲)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする。また、避難行動要支援者の移動の支障等にならないよう、町全域におけるバリアフリー化の推進を図る。

(帰宅困難者対策の推進) (再掲)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。また、地域防災計画等における帰宅困難者等への対応ルールの整備を進める。
- 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。また、駅等に人を集中させない取組を実施する。

(発災時における円滑な交通・移動の確保)

- 迅速な道路交通情報の把握と、発災時においても円滑な交通・移動の確保に寄与する交差点改良、停電時においても安全な環状交差点の導入の検討を進める。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策(道路橋梁の耐震補強等)や無電柱化の検討、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、町全域におけるバリアフリー化の推進、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 道路ネットワークを強化する等、インフラにおいて医療活動を支える取組を着実に推進する。

(道路の防災対策等) (再掲)

○地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討、地域の防災対策を着実に進める。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進) (再掲)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保として、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化を推進する。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、道路橋の耐震補強等を行う。また、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進) (再掲)

○社会経済活動の維持のために、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(交通施設の防災対策の推進)

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時において円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を進める。
- 道路橋梁の耐震補強や液状化対策等、交通インフラそのものの強化を進める。また、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 大規模自然災害発生後に、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。これらのネットワーク強化のため、緊急輸送道路および橋梁の整備・補修等を推進する。

(輸送基盤の災害対策の推進等)

○燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化) (再掲)

○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進める。

- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる。
- 被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路における冠水対策を推進する。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、災害時における放置車両対策を推進する。

（災害対応力の向上）（再掲）

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を進める。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。

（湛水からの復旧の調整・検討）

- 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開など総合啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。

⑧農林水産

（農業施設の耐震化）

- 浸水被害の軽減を図るために、基幹的農業水利施設の耐震化を図る。

（金融機関における防災対策の推進）

- 災害時における町民生活等への甚大な影響等を勘案し、金融措置に係る対策を進める。

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、耐震化の推進や長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化) (再掲)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進める。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる。
- 被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。

⑨町域保全

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進) (再掲)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修等の耐震化・防災対策の推進、公共下水道施設の老朽化対策等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ(防災マップ)の作成等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促進する。

(効果的な教育・啓発の実施) (再掲)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越

えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・市民の連携による地震想定
の防災訓練等の取組を推進する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。

(水の安定供給)

- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関と連携して水利調整等を実施する。

(防災インフラの耐震化の推進)

- 河川堤防等の耐震化等を促進する。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進) (再掲)

- 河川堤防等の耐震化など地震対策、洪水による浸水対策の取組を着実に推進する。

⑩環境

(衛生環境の確保等) (再掲)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、マンホールトイレを設置する等、災害時における迅速なトイレ機能確保の取組を推進する。

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新、地震防災応急体制の確立、有害化学物質の流出等防止対策の促進、PCB 廃棄物の適正処理など関係機関による対策を促進する。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。

(環境測定機能の強化)

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する。

(災害廃棄物処理計画の運用等)

- 災害廃棄物処理計画の運用を推進するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正

な処理について、事業者への指導や周知を図る。

- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、町の回収・処理計画の策定を促進する。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。

(地盤沈下対策の推進)

- 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和 60 年 8 月 15 日公布）」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

(町における災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定の促進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。

⑪土地利用

(迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進) (再掲)

- 地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施する。

イ 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(消防団員の確保) (再掲)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
- 大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団員の確保を図るとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(消防団等の充実強化の促進等) (一部再掲)

- 消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。防災訓練については、毎年行っている総合防災訓練のほか、地震に特化した訓練と木曽川はん濫を想定した訓練を実施する。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進) (再掲)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修等の耐震化・防災対策の推進、公共下水道施設の老朽化対策等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ(防災マップ)の作成等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

(食糧等の備蓄) (再掲)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の整備、備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。

(避難生活における要配慮者支援) (再掲)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備(避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材等の整備等)に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策として被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力やコミュニケーション体制を構築する。また、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり・地域コミュニティ力を強化するための支援等について充実を図る。

(効果的な教育・啓発の実施) (再掲)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定の方災訓練等の取組を推進する。

(情報伝達手段・体制の確保・強化) (再掲)

- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築や、防災情報に関するシステムの導入・運用等により、情報伝達手段や体制の確保・強化を図る。また、外国人に対する災害支援体制の整備を図る。
- 民間事業者と連携し、地域に特化した防災情報をテレビ等で避難者へ配信する体制等の強化を図る。
- 高度情報通信ネットワークの活用等により、被災時における行政間の情報伝達を確実にを行う。

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、災害時に備えた人材育成として、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する。
- 大規模自然災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 被災時に、ボランティアによる適切な支援(外国人に対する災害支援含む)が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。

(文化財の被害の最小化)

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承や、被災時に備えた文化財保護審議会委員の確保が必要である。

②老朽化対策

(公共施設・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・減災化の推進・促進) (再掲)

- 官公庁施設、学校施設、総合体育館、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等の公共施設や不特定

多数の者が利用する大規模建築物、防災上重要な建築物について耐震化・減災化の取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。

(水道施設等の耐震化等の推進) (再掲)

- 耐震性の不足している上水道施設について耐震化を推進する。また、町や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 上水道施設の管路更新(耐震管への更新)を計画的に進める。

(下水道施設の戦略的な維持管理・下水道BCP(業務継続計画)の充実) (一部再掲)

- 下水道施設の非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCP(業務継続計画)の充実に促進する。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化) (再掲)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進める。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる。
- 被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

③研究開発

(効果的な教育・啓発の実施) (再掲)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定の方針訓練等の取組を推進する。

④産学官民・広域連携

(広域連携体制の強化等)

○近隣自治体との連携による広域的な訓練や、国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定防災訓練等、広域連携や他機関連携を踏まえた実践的な訓練を実施する。

(災害対応力の強化)(再掲)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

(災害対応の体制強化)(再掲)

○消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、応援体制の強化を図る。さらに、基幹的広域防災拠点の整備を促進するとともに、巨大地震に対する関係機関との広域的な連携を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)(再掲)

○国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。また、広域防災拠点の整備を促進する。

○被災市町村への応援体制及び受援体制の整備を図る。

(効果的な教育・啓発の実施)(再掲)

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ(防災マップ)の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定防災訓練等の取組を推進する。

第5章 計画推進の方策

5.1 計画の推進体制

本町の強靱化を実効あるものとするために、国や県、他自治体、大学、関係機関、地域等と連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

5.2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策と進める上での目標値等を設定した。今後、目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善の PDCA サイクルを通じて、計画を推進する。



図 PDCA サイクル

5.3 計画の見直し

本計画は、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直す。ただし、施策の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行う。

参 考 资 料

別紙 1 脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 住宅や建築物等の耐震化が十分ではない状況にある。
- ブロック塀や電柱といった構造物や交通施設等の防災対策が十分ではない状況にある。
- 地区や家庭内での減災対策が十分ではない状況にある。
- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。住宅全体の改修が困難な場合は、耐震シェルター設置を促進する。また、ブロック塀等除去費補助を継続する等、減災化を促進する必要がある。

(公共施設・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・減災化の推進・促進)

- 官公庁施設、学校施設、総合体育館、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等の公共施設や不特定多数の者が利用する大規模建築物、防災上重要な建築物について耐震化・減災化の取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。

(電柱等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱等について、無電柱化を検討するとともに、大規模盛土造成地の事前協議・建築許可時等において宅地の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路をはじめとした道路橋りょうに対して耐震化や老朽化対策を進める必要がある。

(地区レベルにおける都市防災事業の促進)

- 地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備を図る等、地区レベルにおける都市防災事業を促進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、大規模自然災害から身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。防災訓練については、毎年行っている総合防災訓練のほか、地震に特化した訓練と木曾川はん濫を想定した訓練を実施する必要がある。

(広域連携体制の強化等)

- 近隣自治体との連携による広域的な訓練や、国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定防災訓練等、広域連携や他機関連携を踏まえた実践的な訓練を実施する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団員の確保を図る必要がある。

(救護所の設定と運営体制の整備)

- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、

救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める必要がある。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める必要がある。

(福祉施設における災害時の体制の強化)

- 扶桑町社会福祉協議会とも連携して、福祉施設が損壊した場合の入所者の搬送先確保や、災害時における福祉施設の人員確保を要請していく必要がある。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 火災に対して、十分に防災性がある市街地を形成できていない状況にある。
- 地震に伴う火災発生のケースを含め、災害時の消防水利を十分に確保できていない状況にある。
- 将来的な消防団員の確保を含め、消防の機能維持・向上が必要な状況にある。
- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業等を含む「災害に強いまちづくり」の推進を図る必要がある。

(消防水利の確保)

- 耐震性貯水槽の整備等により、消防水利を確保するための取組を推進する必要がある。

(災害対応の体制強化)

- 消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組等を促す必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(救護所の設定と運営体制の整備)

- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める必要がある。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める必要がある。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 豪雨が頻発する中、市街地の浸水を防ぐハード施設（河川・農業用関連施設等）の機能維持・向上が必要な状況にある。
- 浸水時の円滑・迅速な避難体制・意識の維持・向上が必要な状況にある。
- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、公共下水道施設の老朽化対策等のハード対策を推進する必要がある。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ（防災マップ）の作成等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

(農業施設の耐震化)

- 浸水被害の軽減を図るために、基幹的農業水利施設の耐震化を図る必要がある。

(町全域での浸水対策)

- 雨水浸透柵設置や雨水利用貯留施設の促進、浸水防止塀設置の促進、雨水貯留施設整備の推進等、町全域での浸水対策を進める必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施などの情報関係施策を推進する必要がある。

(救護所の設定と運営体制の整備)

- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める必要がある。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める必要がある。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る必要がある。

(災害対応力の強化)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画の策

定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(継続的な防災教育等の推進等)

- 大規模自然災害に対する防災教育の参考となる資料の配布等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。また、小中学生に対する防災教育を継続する必要がある。

1-4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 災害リスクのある気象情報を適切に町民に伝達するための機能の維持・向上が必要な状況にある。
- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 暴風等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な避難行動が重要であるため、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新や、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、地域に特化した防災情報のテレビでの配信（民間と連携）により、幅広い年齢層の町民に早期注意喚起を促す必要がある。

(救護所の設定と運営体制の整備)

- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める必要がある。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める必要がある。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る必要がある。

- 2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性が懸念される点】

- 物資等の輸送ネットワークの機能維持・向上が必要な状況にある。
- 迅速な道路啓開の体制が十分ではない状況にある。
- 災害時における備蓄量の確保や物資調達・供給体制の維持・強化が必要な状況にある。

（輸送ルート確保対策の実施）

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化や地震対策等を着実に進めるとともに、町全域における都市防災事業の促進や無電柱化の検討を行う必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送道路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 災害時に円滑に支援物資を輸送するため、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。

（食糧等の備蓄）

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する必要がある。

（井戸の利活用）

- 大規模自然災害時における「水」を確保するために、井戸の利活用を促進する必要がある。

（職員の家庭における地震対策の促進）

- 被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性が懸念される点】

- 被災時における防災活動機能の維持・向上、他機関等との連携体制の強化が必要な状況にある。
- 円滑な救助・救急活動を確保する道路ネットワークの機能維持・向上が必要な状況にある。
- 消防団や、地域による防災活動の機能維持・向上が必要な状況にある。

(災害対応の体制強化)

- 消防団の施設・設備・車両等の整備を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、基幹的広域防災拠点の整備を促進するとともに、巨大地震に対する関係機関との広域的な連携を図る必要がある。

(活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の防災活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。

(防災活動の支援)

- 防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進する等、円滑な活動を支援する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする必要がある。また、避難行動要支援者の移動の支障等にならないよう、町全域におけるバリアフリー化の推進を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、自治組織等の活動の活性化や消防団と地域コミュニティ等の連携を促進する取組、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

【脆弱性が懸念される点】

- 帰宅困難者への対応準備が十分とはいえない状況にある。
- 発災時における円滑な交通・移動の機能確保・向上が必要な状況にある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。また、地域防災計画等における帰宅困難者等への対応ルールの整備を進める必要がある。
- 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整

備・強化することを検討する。また、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(発災時における円滑な交通・移動の確保)

- 発災時においても円滑な交通・移動の確保に寄与する交差点改良、環状交差点の導入の検討等や災害時の道路被害情報共有の強化を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性が懸念される点】

- 透析患者や災害時要配慮者等に対する体制整備・強化が必要な状況にある。
- 災害時における医療救護活動に関する連絡体制や医薬品等安定供給確保体制の整備・強化が必要な状況にある。
- 円滑な救助・救急活動を確保する道路ネットワークの機能維持・向上、エネルギー確保が必要な状況にある。

(人工透析患者等への対策)

- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る必要がある。

(医薬品等安定供給確保体制の整備)

- 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備を図る必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備・機能強化、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強等）や無電柱化の検討、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、町全域におけるバリアフリー化の推進、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点の導入の検討を進める必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、消防車両等への燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組んでいく必要がある。

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

【脆弱性が懸念される点】

- 衛生環境の確保のために、災害時における汚水に関する機能の維持・強化が必要な状況にある。
- 感染症対策を踏まえた避難所の確保、予防対策の実践的な準備が必要な状況にある。
- 被災時において円滑な医療活動に係る移動が可能となるように、道路や沿道建物の耐災害性の強化が必要な状況にある。

(下水道 BCP (業務継続計画) の充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道 BCP (業務継続計画) の充実を促進する必要がある。

(衛生環境の確保等)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(二次感染予防対策策定の推進)

- 避難所や福祉施設における二次感染の発生を防止するために、扶桑町社会福祉協議会とも連携して、二次感染予防対策を策定するとともに、福祉施設に二次感染予防対策の策定を要請する必要がある。また、感染症の蔓延を防止するために、発生状況を調査・集計するフローを構築する必要がある。

(避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定)

- 愛知県避難所運営マニュアル等も参考にしながら、避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定等を進める必要がある。特に、衛生環境の保全や感染症対策等のルール・フローの策定を進める必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 道路ネットワークを強化する等、インフラにおいて医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進めていく必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 避難所における良好な生活環境の確保・向上の実践的な準備が必要な状況にある。

- 要支援者に対する避難生活等の体制整備・強化が必要な状況にある。
- 災害時における保健医療機能の確保・強化が必要な状況にある。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保等、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。また、かまどベンチの設置等による避難生活環境の向上を図る必要がある。

(二次感染予防対策策定の推進)

- 避難所や福祉施設における二次感染の発生を防止するために、扶桑町社会福祉協議会とも連携して、二次感染予防対策を策定するとともに、福祉施設に二次感染予防対策の策定を要請する必要がある。また、感染症の蔓延を防止するために、発生状況を調査・集計するフローを構築する必要がある。

(避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定)

- 愛知県避難所運営マニュアル等も参考にしながら、避難所および福祉避難所における運営マニュアルの策定等を進める必要がある。特に、衛生環境の保全や感染症対策等のルール・フローの策定を進める必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ必要がある。

(衛生環境の確保等)

- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、マンホールトイレを設置する等、災害時における迅速なトイレ機能確保の取組を推進する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所について、適切に設置ができるように設置マニュアルを見直すとともに、とその運営体制を確保していく必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備（避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材・感染症対策資機材等の整備等）に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策として被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(保健医療機能の確保等)

- 災害時における町保健師の活動マニュアルを作成する必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性が懸念される点】

- 地域における自主的な防犯機能等の確保・強化が必要な状況にある。
- 警察施設等における耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力やコミュニケーション体制を構築する必要がある。また、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり・地域コミュニティ力を強化するための支援等について充実を図る必要がある。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図るように促進する必要がある。

3-2 首都圏での中央官庁機能や名古屋市三の丸地区等の地方行政機関の機能不全による行政機能の大幅な低下

【脆弱性が懸念される点】

- 広域防災拠点の機能が十分ではない（分散ネットワーク型の広域防災拠点機能が整っていない）状況にある。

(基幹的広域防災拠点の整備の促進等)

- 首都や県の機能不全等が発生した場合も視野に入れながら、基幹的広域防災拠点の整備を促進する必要がある。

3-3 県、町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性が懸念される点】

- 被災時の対応として、行政機関における人材確保や育成、体制の強化が必要な状況にある。
- 防災拠点や周辺インフラにおける耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。
- 国や県、自治体間の連携体制の充実・強化が必要な状況にある。

(行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員の育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員の家庭における地震対策の促進などの体制強化を図る必要がある。

(BCP（業務継続計画）の見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCP（業務継続計画）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。また、公用財産の非常用電源設備の確保や町有施設の家具固定等を推進する必要がある。
- 応急危険度判定士講習会への参加を促進する等、被災時における施設に対する職員の知識を高める必要がある。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。また、役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を充実するとともに、食糧・生活必需品確保のために、備蓄倉庫の整備等を図る必要がある。
- 災害対策本部の機能強化を図る必要がある。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討、地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく必要がある。また、広域防災拠点の整備を促進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備を図る必要がある。

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【脆弱性が懸念される点】

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能の確保・充実が必要な状況にある。
- 電力等の長期供給停止を防ぐためのインフラにおける耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、BCP（業務継続計画）の見直しを図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化の検討を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保として、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性が懸念される点】

- 特定の情報伝達手段が機能しない場合にでも、町民へ情報が提供・通信できる設備・体制の充実・強化が必要な状況にある。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化に向けた計画的な更新、メール・ホームページ等を活用した多様な情報伝達手段の整備を進める等の取組を図る必要がある。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を促進する必要がある。

(避難所における情報通信手段の確保・強化)

- 避難所への公衆無線LANの整備や事前設置型特設公衆電話の設置（民間と連携）等により、避難所における避難者の情報通信手段の確保・強化を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性が懸念される点】

- 町民の適切な避難行動等が促進できるように、防災意識や知識の向上・充実が必要な状況にある。
- 被災時における情報サービス機能の強化・充実が必要な状況にある。
- 災害時の避難の遅れを防ぐためのインフラにおける耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、木造住宅耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、耐震シェルター、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ（防災マップ）の周知や実践的な防災訓練の実施、災害教訓の伝承など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。また、町域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・町民の連携による地震想定での防災訓練等の取組を推進する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保・強化)

- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築や、防災情報に関するシステムの導入・運用等により、情報伝達手段や体制の確保・強化を図る必要がある。また、外国人に対する災害支援体制の整備を図る必要がある。
- 民間事業者と連携し、地域に特化した防災情報をテレビ等で避難者へ配信する体制等の強化を図る必要がある。
- 高度情報通信ネットワークの活用等により、被災時における行政間の情報伝達を確実にを行う必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの見直し、道路の雪寒対策、道路橋の耐震補強等を行う必要がある。また、災害時の情報提供など必要な体制整備を進め、道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする必要がある。

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

【脆弱性が懸念される点】

- 企業における防災対策の促進等が十分でない状況にある。
- 道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐災害性機能を強化する必要がある。
- 災害時における水の安定供給のための体制等を強化する必要がある。

（個別企業 BCP（業務継続計画）策定等の促進）

- 個別企業の BCP（業務継続計画）については、策定の支援や普及活動を進める必要がある。また、企業が連携した BCP（業務継続計画）の策定を促進する必要がある。

（民間企業における事業継続に資する取組の促進）

- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する必要がある。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。

（耐災害性を高める施策等の推進）

- 道路の防災対策の推進や無電柱化の検討に加えて、洪水対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策や、緊急輸送道路の整備促進等を推進する必要がある。

（社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進）

- 社会経済活動の維持のために、道路、工業用水、河川堤防等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

（水の安定供給）

- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関と連携して水利調整等を実施する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時における燃料の確保のための取組を強化する必要がある。
- サプライチェーンを維持するため、被災後の輸送経路の迅速な確保方法を見直し・検討する必要がある。
- 工場、事業所等への確実性の高いエネルギー供給体制を強化する必要がある。

（燃料の確保対策の推進）

- 役場等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直しを進めるとともに、災害応急活動を実施するための石油燃料の確保を図る必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策、耐震化等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備等を図る必要がある。

（災害対応力強化）

- 工場・事業所等において、再生可能エネルギーの導入等を促進する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【脆弱性が懸念される点】

- 有害物質の流出防止機能を強化する必要がある。

（有害物質等の流出防止対策）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新、地震防災応急体制の確立、有害化学物質の流出等防止対策の促進、PCB 廃棄物の適正処理など関係機関による対策を促進する必要がある。

5-4 陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【脆弱性が懸念される点】

- 広域物流の基幹的交通ネットワーク機能の耐災害性を強化する必要がある。

（交通施設の防災対策の推進）

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時において円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を進める必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強や液状化対策等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要がある。また、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時の町民生活等への甚大な影響の軽減を図る必要がある。

（金融機関における防災対策の推進）

- 災害時における町民生活等への甚大な影響等を勘案し、金融措置に係る対策を進める必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性が懸念される点】

- 物流ネットワークの耐災害性を強化する必要がある。

（サプライチェーン輸送モードの強化）

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。これらのネットワーク強化のため、緊急輸送道路および橋梁の整備・補修等を推進する必要がある。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時における水の安定供給のための取組を強化する必要がある。

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、耐震化の推進や長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

(水の安定供給)

- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関と連携して水利調整等を実施する必要がある。

6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【脆弱性が懸念される点】

- 災害を踏まえたエネルギー確保の取組を強化する必要がある。
- 災害時の燃料供給を迅速に実施するための輸送ルートを確認する必要がある。

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 災害に備え、既存の都市ガスについては耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進する必要がある。また、町や道路管理者等との間で情報を共有するなどの連携強化が必要である。
- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえた、国による電気設備の自然災害に対する耐性評価や基準整備などを踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化および復旧の迅速化を図る必要がある。また、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整が行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

（再生可能エネルギーの導入の促進等）

- 再生可能エネルギーの導入等を促進する必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性が懸念される点】

- 上水道施設の耐災害性機能を強化する必要がある。

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 耐震性の不足している上水道施設について耐震化を推進する必要がある。また、町や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 上水道施設の管路更新（耐震管への更新）を計画的に進める必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性が懸念される点】

- 汚水処理施設の耐災害性機能を強化する必要がある。

（下水道施設の戦略的な維持管理・下水道BCP（業務継続計画）の充実）

- 下水道施設の非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長

寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP（業務継続計画）の充実を促進する必要がある。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【脆弱性が懸念される点】

- 交通インフラの耐災害性機能を強化する必要がある。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設や鉄道施設等の耐震化、地域公共交通網の整備等を進める必要がある。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる必要がある。
- 被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化の検討、他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路における冠水対策を推進する必要がある。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、災害時における放置車両対策を推進する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【脆弱性が懸念される点】

- 防災インフラの機能維持・強化を促進する必要がある。

（防災インフラの耐震化の推進）

- 河川堤防等の耐震化等を促進する必要がある。

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。
- 火災に対して、十分に防災性がある市街地を形成できていない状況にある。
- 住宅や建築物等の耐震化が十分ではない状況にある。
- 消防機能の充実・強化を促進する必要がある。

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自治組織等の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。
- 災害時に応急手当を中心とした医療救護活動が実施できるように救護所を設置するとともに、救護所の運営に関するマニュアルの作成や医療資機材、医療物品の確保等を進める必要がある。また、救護所からの病院輸送手段の確保を図る等、災害時の負傷者に対して適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

(病院との連絡体制の構築)

- 傷病者を病院に受け入れてもらうまでの時間が長時間にならないように、発災時の近隣緊急病院との連絡体制の構築等を進める必要がある。

(病院及び診療所との連携体制の強化)

- 発災してから 72 時間以内（災害超急性期）における医療機関との連携を図るために、災害超急性期の病院及び診療所の運営予定の把握や、営業予定の病院及び診療所の看護師を含めた職員確保の予想を医師会に依頼し、情報や対策の共有を図る必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進していく必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化集合住宅の建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修、耐震シェルター設置等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官公庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進めていく必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を進める必要がある。

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

(消防団員の確保等)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。
- 大規模自然災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(企業や住民による火災の防止対策の促進)

- 一定規模以上の企業に対しては、防火・防災についての基本計画を立てて管理する取組を継続して実施する。また、中小企業や住民に対しては、継続的に消防職員の派遣による訓練の説明等を実施する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時の交通麻痺を防止のための取組を強化する必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、木造住宅耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討していく必要がある。

(空き家の利活用、危険な空き家の除却への支援)

- 空き家の利活用や除却への支援を進める必要がある。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化等を進める必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点の導入の検討を進める必要がある。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃

【脆弱性が懸念される点】

- 有害物質の流出防止機能を強化する必要がある。

（有害物質等の流出防止対策）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新、地震防災応急体制の確立、有害化学物質の流出等防止対策の促進、PCB 廃棄物の適正処理など関係機関による対策を促進する必要がある。

（石綿飛散防止対策）

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討する必要がある。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

（PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

（環境測定機能の強化）

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における町民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する必要がある。

7-4 農地等の被害による町域の荒廃

【脆弱性が懸念される点】

- 農業水利施設の耐災害性を強化する必要がある。

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。

8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性が懸念される点】

- 災害廃棄物処理に関する体制等を強化する必要がある。

(災害廃棄物処理計画の運用等)

- 災害廃棄物処理計画の運用を推進するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、町の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

8-2 復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【脆弱性が懸念される点】

- 復旧・復興を支える人材育成を強化する必要がある。
- ボランティアの受け入れ体制を強化する必要がある。

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。また、災害時に備えた人材育成として、町民同士のコミュニケーション促進や定住促進に資する施設整備等を推進する必要がある。
- 大規模自然災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- 被災時に、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する必要がある。また、災害ボランテ

ィアコーディネーターのフォローアップを行う必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性が懸念される点】

- 地盤沈下や浸水被害の防止対策を強化する必要がある。
- 浸水被害からの復旧機能を強化する必要がある。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川堤防等の耐震化など地震対策、洪水による浸水対策の取組を着実に推進する必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

- 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年8月15日公布）」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開など総合啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

【脆弱性が懸念される点】

- 早期の生活再建を実現するための体制を強化する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。

(迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進)

- 地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施しておく必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性が懸念される点】

- 文化財の防災、被災後の修復体制を事前に整える必要がある。

(文化財の被害の最小化)

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承や、被災時に備えた文化財保護審議会委員の

確保が必要である。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性が懸念される点】

- 迅速な事業再建を実現するための体制を強化する必要がある。

(復興体制や手順の検討等)

- 事業所等の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進)

- 地籍調査を実施していない地域では、被災後に境界の情報が不明確な地図を用いた用地取得作業を実施することとなる。限られた時間で復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査を実施しておく必要がある。

8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

【脆弱性が懸念される点】

- 早期の復興が図られるための体制を強化する必要がある。

(町における災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定の促進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。

別紙2 用語集

【あ】

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査

東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施した調査。効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波として2つの異なる規模のものを想定している。愛知県防災会議において調査結果を公表している。

液状化

地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のこと。地下水位が高く、ゆるく堆積した砂地盤などで発生しやすく、砂の粒子が地下水の中に浮かんだような状態になる。このような状態になると、建物が沈んだり、傾いたりする他、マンホール等が浮き上がる場合がある。

【か】

帰宅困難者

地震等の自然災害発生時に外出している者のうち、交通機関が使えず自宅への帰宅が困難になった人々や遠距離を徒歩で帰宅する人々のこと。

緊急地震速報

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、工場等で機械制御を行うなどの活用がなされている。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速道路や一般国道、これらを連絡する幹線的な道路。

洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めている。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。平成25年12月に公布・施行。

国土強靱化地域計画

地方公共団体が策定する国土強靱化計画であり、国土強靱化基本法第13条(都道府県又は市町村は、

国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる）に規定された計画。

【さ】

災害対策基本法

昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法。国土並びに国民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、防災に関する責務の明確化等が規定されている。

災害廃棄物

地震の揺れや津波等の災害によって発生するもの（災害がれき）や、被災者や避難者の生活に伴い発生するもの（災害ごみ・し尿）をいう。

災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害が発生した場合、全国から駆け付けたボランティアの受入を行い、支援を必要としている被災者のニーズを把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプの役割」を行う人。

サプライチェーン

製造した製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと（サプライ（供給）チェーン（連鎖））。

市街化区域

都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める区域区分のうち、すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

Jアラート

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人口衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線等により、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム。

重要業績指標

目標の達成度や進捗を把握・分かり易くするため、成果を定量的に評価する指標。KPI（Key Performance Indicator の略）。

水防法

洪水等の水害から被害を軽減し、安全を保持することを目的とした法律。（昭和24年法律第193号）

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。

脆弱性

もろくて弱い性質または性格。

【た】

耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

地域防災計画

災害対策基本法第 42 条にて「市町村の地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならない」とされている計画。

道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要である。

【な】

二次災害

地震や風水害などで直接生じた被害とは別に、それをきっかけに新たに発生する災害。地震の後にしばらく時間がたってから火災が発生したり、洪水で危険物施設から有害物質が流れしたりすること等のように、被害がさらに拡大すること災害をいう。

農業水利施設

水田や畑に使う水を取水したり、排水したりする施設のことで、農業用水を貯めておくダムやため池、川から水を取り入れるための堰、水田に水を取り入れたり流したりする用排水路などの施設。

【は】

ハザードマップ（防災マップ）

避難する際の参考となる情報として、洪水発生時に想定される浸水の深さや範囲をまとめたもの。本町では、防災マップにおいて、木曽川、新郷瀬川がはん濫した場合の浸水想定区域マップ等の情報を公表している。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス等。

被災建築物応急危険度判定士

地震直後の余震等による二次災害を防止する目的で被災建築物を調査し、その結果を罹災者に知らせて注意を促すことを「被災建築物応急危険度判定」といい、この調査を実施する資格者をいう。

被災宅地危険度判定士

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することを「被災宅地危険度判定」といい、この危険度を判定する技術者をいう。

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。

BCP（業務継続計画）

災害が発生した場合に、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。BCPは、Business Continuity Planの略。

PDCA サイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返すことによって、継続的に改善・最適化していく手法。

福祉避難所

高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所。

【ま】

マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

【ら】

罹災証明書

発生した災害（暴風、豪雨、洪水、地震等）による家屋の被害の程度を証明するもの。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクについて、行政、専門家、企業、住民等、関係者が、情報および意見を相互に交換すること。

レジリエンス

回復力や復元力、あるいは弾力性。本計画では、被災後のしなやかな回復力の意味として使用。



扶桑町

扶桑町国土強靱化地域計画 発行元

【扶桑町 総務部 災害対策室】

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330

TEL 0587-93-1111 FAX 0587-93-2034

<http://www.town.fuso.lg.jp>

